

令和4年第8回永平寺町議会定例会議事日程

(12日目)

令和4年12月9日(金)

午前9時00分 開 議

1 議事日程

- 第 1 議案第73号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第62号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 3 議案第63号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 4 議案第64号 令和4年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算  
について
- 第 5 議案第65号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算につい  
て
- 第 6 議案第66号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算  
について
- 第 7 議案第67号 令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 8 議案第69号 永平寺町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関  
する条例の制定について
- 第 9 議案第70号 永平寺町幼稚園条例及び永平寺町幼稚園条例の一部を改  
正する条例の制定について
- 第10 議案第71号 指定管理者の指定について
- 第11 議案第72号 指定管理者の指定について

2 会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員(13名)

- 1番 酒 井 圭 治 君
- 2番 長 岡 千 恵 子 君
- 3番 川 崎 直 文 君
- 4番 朝 井 征 一 郎 君
- 5番 清 水 紀 人 君

- 7番 森山 充 君
- 8番 清水 憲一 君
- 9番 滝波 登喜男 君
- 10番 齋藤 則男 君
- 11番 上田 誠 君
- 12番 松川 正樹 君
- 13番 楠 圭介 君
- 14番 中村 勘太郎 君

4 欠席議員（1名）

- 6番 金元 直栄 君

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

- |        |   |         |
|--------|---|---------|
| 町      | 長 | 河合 永充 君 |
| 副町     | 長 | 山口 真 君  |
| 教育     | 長 | 室 秀典 君  |
| 消防     | 長 | 坪田 満 君  |
| 総務課    | 長 | 吉川 貞夫 君 |
| 契約管財課  | 長 | 竹澤 隆一 君 |
| 防災安全課  | 長 | 吉田 仁 君  |
| 財政課    | 長 | 森近 秀之 君 |
| 総合政策課  | 長 | 清水 智昭 君 |
| 住民税務課  | 長 | 原 武史 君  |
| 会計課    | 長 | 石田 常久 君 |
| 福祉保健課  | 長 | 木村 勇樹 君 |
| 子育て支援課 | 長 | 島田 通正 君 |
| 農林課    | 長 | 黒川 浩徳 君 |
| 商工観光課  | 長 | 江守 直美 君 |
| 建設課    | 長 | 家根 孝二 君 |
| 上下水道課  | 長 | 朝日 清智 君 |
| 学校教育課  | 長 | 多田 和憲 君 |
| 生涯学習課  | 長 | 清水 和仁 君 |

6 会議のために出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長      坂 下 和 夫 君

書                      記      酒 井 春 美 君

～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～．．．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。

今日の定例会に先立ちまして、教育長から発言を求められておりますので、教育長の発言を許します。

教育長。

○教育長（室 秀典君） 滝波議員の一般質問で、10月9日の新聞報道について、教育委員会幹部が「まずは地元説明会だけでもさせてもらいたい。そのことに町会としても責任を持ってほしい」と掲載されているとのご指摘を受けた件ですが、教育委員会としては議会で協議していただき、素案を案として地元説明会に入りたいとお願いしてまいりましたが、議会の意向をはっきりしていただけない状況の中、保護者、町民の皆様から、いつ説明に来るのかとの問合せ等もあり、このようなコメントになりましたので、ご理解をいただきたいと思ます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 各議員におかれましては、お忙しいところをご参集いただき、ここに12日目の議事が開会できますことを心から厚く御礼を申し上げます。

また、傍聴者を含め議場へ入場する方には、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症予防の対応にご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第73号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君）

日程第1、議案第73号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河合町長。

○町長（河合永充君） おはようございます。

ただいま上程いただきました議案第73号、令和4年度永平寺町一般会計補正

予算について提案理由のご説明を申し上げます。

第1条において、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万円を追加し、補正後予算総額を99億4,405万8,000円とお願いするものです。

今回の補正は、健康福祉施設禅の里温泉の源泉タンクから、施設内の貯湯タンクまでの配管の取替えが必要となったことから、工事請負費として84万円をお願いするものでございます。

以上、令和4年度一般会計補正予算の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） 議案第73号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算について、これより質疑を行います。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順で審議を行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

理事者から補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、予算説明書右側に基づいて補足説明を申し上げます。

健康福祉施設費84万円の追加補正につきましては、実は11月末に貯湯タンクにたまるお湯の量が減少しました。送湯用、お湯を送るポンプの不調が原因と見て改修いたしましたけれども、予定するほどのお湯の量が回復しませんでした。

原因調査のために源泉タンク塔の出口のパイプを切り離して、パイプの内部を確認したところ、経年によりまして、10年経過によりましてパイプの内部に積層したスケール、内側に積み重なったスケール、カルシウムの塊ですが、これが部分的に剥がれてパイプの曲がる部分に引っかかっておりました。これがお湯の量、流れを悪くしていたということが分かりました。

現在、この塊は除去しまして何とか営業できるお湯の量は確保しておりますが、12月のキャンペーン期間がございまして、年末年始の期間、安定した営業を継続できるように、急遽補正をお願いするものでございます。

なお、この温泉の泉質ですが、炭酸水素塩で、切り傷、冷え性、乾燥肌に非常によいとされておりますが、カルシウム、鉄分も多く含まれている温泉でございます。

ます。この成分が、カルシウム、鉄分が温泉設備にはかなり負荷を与えております。スケール防止剤や、除鉄剤、これらも使用しておりますけれども、使用する量にも経済的、温泉の泉質的な見地からも限度があると見ております。

10年の経過でパイプ内に積層したスケールが今回のような悪さをすることも経験いたしました。このようなことは担当する管理業者の経験値では、ほかの施設では見られないという極めて珍しいケースのようでございます。

パイプ内部の部分的な確認を適切な時期に行いまして、今後は安定した湯量を確保していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 私のほうから一、二点お願いしたいと思います。

この温泉、当初から結構塩分、鉄分、それからそういうものがきついというようになっていまして、除鉄であるとかいろんなものを対応する。しかしながら、こういう成分の強い源泉については、いろんな対応が必要ですよというような話があったかと思えます。その中で、リスク管理をちょっと今手元に持ってないんであれですが、リスク管理の中に当然定期点検でポンプの交換とかをやりますよという話があったかと思えます。

今現在もいろんな定期点検を行っていると思うんですが、その定期点検の中に要は配管が詰まりますよというような形のものとか、そういうふうな点検項目はなかったのか。また、あるとしたらどのようにしていたのか。先ほど冒頭に言いましたように、当初からこの温泉については今のスケール、要はカルシウム分が固形しちゃよというのは、ほかのところを見に行ったりとか、それから専門家の話聞いたときもそういう話が多々出ていたかと思うんです。そうすると、そういう点検の仕方もあったんじゃないか。当然、点検の年間メンテナンス点検表という事はやっているんじゃないか。例えばいろんな点検の項目があって、それについて良とかいろいろな話が出ていると思うのですが、その点検の結果に基づいていたのか。それから、年に何回か点検しているんじゃないかと思うんですが、その点検の方法とか確認とかそういうものがあればお知らせいただきたいと思えます。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 指定管理業務の中でこういった点検項目は入っておりますが、残念ながら源泉タンク塔から建物までのパイプの中までは確認は及んでおりませんでした。

今回、エルボのところに塊が引っかかるという症状、人間でいいましたら動脈硬化から脳梗塞に至るような症状でございます。塊があるときは流れが悪くなりますし、一旦それが外れたときには流れがよくなるという、何ともレアケースな状況が今回発生したということを見ております。

パイプの中身の積層した量としましては2ミリから3ミリぐらい、場合によってはコブ状のものができている箇所もございました。場所によってこういうところが出ているということは、全体的に見ないとなかなか判断できないことでございます。

施設内部の配管の確認はしておりました。交換、メンテをやっておりましてけれども、今回の場所については点検が及んでいなかった、経験上から判断すれば通常では考えられない状況であったということを業者さんからお聞きしております。

この場所も今後点検していくような形で進めていきたいと考えます。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 私言いたいのは、いろんな点検のやり方が甘かったっておかしいけれども、あれじゃないかということをお願いいたします。

当然、これをメンテしているのは専門家。僕らいろんなところで、私も業種は違いますけれども、メンテやっていた経験もあるんですが、やはり定期的に交換するところであるとか、定期的に例えばこの時点ではここを点検するとか、そういうふうな形でのメンテナンスをやっている。例えば一つの例になるかもしれませんが、原子力発電所なんかでも、そういうふうなときには必ず管の太さとかそんなのは見ているわけですね。それと同じように、うちの温泉は濃度が濃くて、そういう対応が必要だよというふうに、当初から言われていた中で、そういうものをやる。この前はたしか11月に量が少なくなったので、急遽ポンプが悪いんじゃないかということでポンプを交換する。しかし、ポンプ交換したにもかかわらず湯量が回復しなかったというから、切接ぎ、切接ぎでやっている形ですよ。それはいろんな、どこかが悪いかと見るときには私どもも、要はここが駄目なら次ここ、ここが駄目なら次ここというようなやり方をやるんですが、それをしないためにも要は定期点検であるとか、その定期点検の中身を精査し、またそれを

していくというのが方法だろうと思うんですが、今ほどやはり定期点検の中の費用は当然かけているわけですから、そういうものをぜひどうだったのか。今、10年にして初めて、それを調べるような形だったのかということが、ちょっと心配なわけなんですけれども。

言っていること分かりますかね。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 温泉も今10年目を迎えます、十数年前、この温泉の成分についても、私も議員だったのでいろいろ議論して、成分が濃いかいろいろありました。

当初、千四百数十メートル掘りまして、1,400メートルからくみ上げてやろうとなっていました、成分が濃過ぎるということで、今500メートルぐらいから上げて、水で薄めて加熱をしてやっているのは、これはご理解いただいている。

実際今回、その当時でもやっぱり濃いという、いろいろそれを想定したプロポーザルですとか設定をしましたが、ただ、それを超えて成分が濃かったといひますか、そのままだと結晶が浮いて、薄めなければ結晶が浮くほどの濃さということで、さらに水を入れて結晶ができない範囲でやっている。これも何度も皆さんにはご説明していると思います。

それぐらいの中で、当初はそのパイプ、今回のこういったところの点検項目は実はなかったんです。ただ、今回いろいろ濃いので、ご指摘のとおり普通よりもメンテナンスの回数が増えるなど、これやっぱりやりながらでない、分からないところもあったと思います。

今回、この10年間でやはりこの成分の温泉はこうこうということで、次のプロポーザルにもつながっていていますし、また今回10年目でこういったところが詰まったということは、次の10年のときにまた検査の中でしっかりしていくということになると思いますので。次は5年のプロポーザルになっていますので。

ただ、今回は10年のプロポーザルの中でいろいろ分かったこと、さらに想定を超えていたこと、こういったことが出てきていますが、次の5年にしっかりと反映させていくことになりますので、この辺はご理解いただけたらと思います。

やっぱり想定よりも成分が濃いことによって、点検しなくてもいいだろうと思われたところまでにこういうふうな影響が出てきたということで、そこはご理解



お願いしたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 私の記憶があれかもしれませんが、これあかんと言っているわけじゃないです。それをやらなければあかんということは当然、その上での話ですが、最初的时候にいろんなところから聞いた中で、特に成分の強いところは3か月なり半年、1年はもう交換していますよと、極端な例ですけど。それを今ほど町長が言うように薄めてやることによってある程度できるということになっているというふうにご説明ですが、やはり今後の対応とすれば、定期的なもの、例えば10年だったら、前もちょっと言ったかもしれん、10年でオーバーホールに必要なものはこれと、これとこれですよというふうな、普通大体点検メニューの中には含まれてくるんだろうと思うんです。それで成分がこれだけ強かったらそれがどうなりますよとか、また流量の中を継ぎはぎで、要はここが駄目やったからここ、ここが駄目やったからというよりも、やっぱり点検の中でこれだけ流量が取れなかった。よく上下水道でもあれをやっているみたいなもので、やっぱりそういうことも今後必要じゃないかというふうに思います。

ですから、今回もそれが全然駄目だと言っているわけじゃないんですが、そういう見方がやはり今後は必要なんじゃないかというようなことを指摘したいと思います。

ぜひとも同じ費用をかけてやるのであれば、そこら辺りもきちっと点検内容をお願いしたいということを切に要望したいと思います。

何かご所見あれば。本会議ですので3回しかできないということなので、今3回目なのでそういうふうに思っています。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） メンテに当たっては新しい項目も分かってきたところでございますので、点検項目に加えるように指示していきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございせんか。

3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） 予防保全のことはいいんですけれども、今回、想定外にスケールが付着したということ、それからエルボのところで、詰まったということですから、配管の取替えだけでなく、改良保全で例えば材質を替えるとか、パイプを大きくするとか、エルボの箇所を少なくするとか、何かそんなことには当然取り組んでおられると思うんですけれども、その点をちょっと確認させてもら

います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 現在計画しているのは、当初非常に立派な配管であったということ。それから、温度があまり下がらないように、巻き立ても結構立派な材質で施工されておりました。しかし今回、早めの交換のほうが望ましいという経緯もあります、曲がりを少なくというのはなかなか難しいと考えられています。施工の条件上、積層したスケールの量から判断して、10年未満のうちに交換する必要があるだろう。極めて長期間持たせるような材質でなくても、極端な話、塩ビ管でも十分いけるのではないかということは、業者さんとは話ししております。

ですから、工法的なものというよりも、材質的なもので安価なものを早期に替えていくということで経費の節減なんかも図っていきたいということで計画しております。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

9番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 私のほうから2点質問させていただきます。

今回の故障内容については、説明をいただいていますので理解しているつもりなんですけど、この改修の費用を出す根拠というところを教えてくださいなと思うんですが。

というのは、これ指定管理者制度ですから、簡単に言うと箱物は町が造って、そして運営を民間のノウハウを活用しながら、民間業者にやっていただくという指定管理者を選定してやるという事業ですが、その中で当初からリスク管理というんですか、要はどちらが費用を払うかという、改修とか故障とかというところの中でやるか、という話があったと思うんですけども、今回の費用についてはこういうところで町が出すというような、根拠を教えてくださいなということです。

2つ目には、これ財政課長にお聞きしたいのですが、要はこのような施設というのは、町内、町外を問わず不特定多数の人が利用していただきます。ということは、いわゆる集客するという意味合いもあるかと思っています。なかなか自治体ではそういうことは過去、宿泊施設を持っていたりとかというのは他の市町村でもあるわけですが、そういう施設というのはいわゆる見た目もあり、何年か後にはリニューアルして施設を管理していかなければ、なかなか集客

するということでは支障が出てきてしまうというようなところもあります。

そういう意味では、ある意味独立採算的な考え方をしながら、補修の積立てをしていくとか、そのための財源をどこかで抱えていくというのは、施設に対してそういうような形を取っていくということも必要なのかなと思っっているんですが、独立採算じゃないので、そうはならないんですが、ただ、言い方悪いですよ、井勘定でやっていくと、その施設に対してどれだけの財源を充ててやっていくかというのが、最終的にはあまり我々も分かってないので、そういうような管理ということを財政のほうではやっているのか、やる必要があるんじゃないかなと思うんですけども、そういう必要はないのかお聞きしたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 費用分担の判断についてですが、基本的には50万円以上の修繕ということで、永平寺町のほうが持つべきだろうということをお判断しております。加えて、コロナ禍でお客さんが非常に少なくなっている状況も加味いたしました。

それと、源泉の点検については指定管理者がやるということ。源泉ポンプとか備品に係るようなものは、永平寺町のほうから支給するというので10年間やってまいりました。今回の箇所につきましては、初めての修繕ということですし、設備的なことでありますので、永平寺町のほうが負担すべきだろうということをお判断しております。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これはご存じだと、契約のときに議論になった50万以上は町が負担する、50万以下は指定管理者が負担するという、これは10年前の契約で、これ結構議論になったところやったと思うんです。

そういうふうな取決めの中でやっているということでご理解ください。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 今ほどの財源的な話でございますけれども、あの施設を建てたときに、実際あそこには入湯税が入ってまいります。当時、その入湯税を例えば基金として積んで、それを施設のほうに財源として充てるかというふうな話もございました。ただ、年間600万近い入湯税入ってまいります。それをずっと基金として積んで、それをやっていくというよりも、やはり入ってきたものについてはほかの消防であったり、観光であったり、そういったものに使っていくほうがいだろうということで、その入湯税そのものを基金として積んでいる

ものではないです。

実際にその施設にどれだけかかったかということにつきましては、毎年度、この施設で幾ら費用がかかったということは、決算上でも出てまいりますので、その点は改めて今基金とかそういうもので対応するといった考えは財政課としてありませんので、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 最初の支出の根拠というのは、確認しただけです。それでどうのこうのと言うわけじゃないのですが。

ただ、この手の指定管理の施設を改修するのは、必ずリスク管理、当初の取決めがありますので、その根拠を常に示していただきたいということをお願いしたいと思います。

それと2つ目の、ただ、温浴施設だけにとどまらず、道の駅もありますし、こういう施設というのはある程度年数が来たらリニューアルしていくという、施設を改修していかなければ、他市町の同じような施設と見劣りをしてしまうので、集客に非常に影響が出てくるという施設だろうと思います。

そういった意味では、ある程度故障したら町で直すという、ある意味言い方悪いですけど、場当たりのなそういうようなやり方、今回の場合は仕方ないんですけども、場当たりのなそういうようなやり方じゃなくて、ある程度将来的な計画の基に、何年後には例えばロビーのじゅうたんを替えていくとか、何かそういうようなことをしなければならぬ施設ではないかなと私は思っているんですが、そういった意味では独立的な考えを財政当局も、こういう施設については今後していかなければならないのではないかなと思うんですが、そういうことはないのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ10年間たちまして、やっぱり当初想定していたよりも、今回のこういうものもありますし、やっぱり想定していたよりも物すごくではないですけど、想定していたよりも多くの故障とか、ポンプの入替えが早まるなど結構あります。やっぱりここはしっかり分析をして、どれぐらいランニングでかかるのかというのを、しっかり分析した中で、指定管理とかそういったものを今進めているんです。

もう一つ、今おっしゃられたとおり、リニューアルの時期も計画的に基金を積んでというそれはおっしゃるとおりだと思います。今回、10年だった指定管理

を5年に変えたというのも、やっぱりそういったのも小まめにしていこうということもありますし、今回、どこまでというのは今、事業者さんが決まりましたので、また引き続きコーワさんということに決まりそうなので、お話をさせていただいて、当初、少し傷んでいる部分とかそういったところは、リフレッシュをさせていただこうかなというのは今思っています。

本当に議員おっしゃるとおりですので、次の5年に向けて、さらにその後に向けてある程度の計画を持って、進めていくことが大事だと思っていますので、またしっかり進めていきます。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 今ほどの議員のご指摘もございますので、担当課等も交えてそういった今後のことにつきまして、検討させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 道の駅もありますし、こういったサンサンホールとかいろいろありますし、ある意味学校とかも、不特定多数ではないですけども、町民が利用する施設もありますので、これは財政課になるのか契約管財課という部分になるのか分かりませんが、ぜひそういった意味では公共施設総合管理計画の中にも入るのかも分かりませんが、ぜひ将来的なところでお考えいただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これ本当に大事なところで、今計画的に公共施設を見直おそうとしています。例えばカーボンゼロのソーラーパネルを、避難所とかになっていて自然エネルギーのソーラーパネルをつけたら、エアコンの取替えとか備品を国が半分応援しますよとかという、実はそういう新しいメニューが出てきています。当初の計画、それに乗れる計画は何かあるのかというのは今また考えています。

これ結構柔軟にやっていったほうが町の財政的にも、もちろん計画があつてのことですが、そこを柔軟に変えていくということも、これから起きてくると思いますので、それについてはまたその都度、こういうふうな仕組みがあるのでこっちとかというのは、やっぱり説明させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

議案第73号について、第2審議に付したい案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第73号の第1審議を終わります。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第73号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算についての件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第2 議案第62号 令和4年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第2、議案第62号、令和4年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

理事者から令和4年度12月補正予算説明書を頂いております。また、去る11月22日に詳細説明を受けておりますので、これに基づいて十分なるご審議いただきますようお願いいたします。

それでは、令和4年度12月補正予算説明書に基づいて、課ごとに審議を行い

ます。

それでは、議会事務局関係、5ページを行います。

補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（森近秀之君） ただいまの補正予算説明でございますけれども、前回全協のときにもご説明させていただきましたけれども、補正予算説明書の7ページ、8ページ、9ページ、これ実は7ページ、8ページにつきましてはいわゆる一般職員、それと会計年度任用職員の人件費につきまして一般会計、特別会計それぞれ計上させていただいているものでございます。

また、9ページにおきましては、ご説明させていただきましたけれども、やはり今般、電気料の高騰、特に高压のところにおきましては燃料調整費等によりまして、全体的なものでいきますと平均ですけれども約20%から、多いところでは30%近い電気料が高騰しているといったことで、それぞれ施設ごとに電気料の補正をお願いさせていただいたものでございます。

今回、人件費並びに燃料費につきましては、私のほうからこの説明という形でさせていただきまして、各課の説明におきましては人件費と燃料費抜かした形で説明させていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） それでは、これより課ごとに審議を行います。

それでは、議会事務局関係、5ページを行います。

補足説明も求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（坂下和夫君） それでは、議会事務局関係の補正予算を説明させていただきます。

12月補正予算説明書の5ページをお願いいたします。

議会費、議会報酬の事業でございます。補正額は63万3,000円の減額になります。

補正理由につきましては、今回、初日に上程いただきまして、もう可決いただいた件ですが、これに議員期末手当の支給率の改正がございました。それに伴う議員期末手当の増と、今年町会選挙がございましたので、初当選議員5名分の在職期間に応じた支給率、調整額がありますので、それに伴う議員期末手当の減によるものを議員手当等の予算額として減額補正するものでございます。

詳細につきましては、先般ご説明したとおりでございます。説明書のとおりです。

以上、簡単ですがよろしく願いいたします。

説明を終わります。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ、総務課関係、5ページから8ページを行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） それでは、総務課関係の説明させていただきます。

町長も提案理由で申し上げましたが、5ページ、右側でございます。総務費、一般管理費におきまして、令和4年10月3日、松岡公園駐車場で発生した自損事故につきまして、損害賠償、示談交渉に関する一切の件を弁護士に委託するというので、着手金11万円をお願いしています。

なお、この件につきましては、記載のとおりでございますので省略させていただきます。

この11万円につきましては、町が加入しています総合賠償補償保険金の方から補填されるということで、よろしく願いします。

6ページ、左側でございますが、ふるさと納税事業におきまして、新たにJTBが運営します、ふるさとコネクットのサイトを利用したいということになりました、そのサイトから企業版ふるさと納税あった場合、寄附額の税抜きで10%の成功報酬の分を、今回補正しております。22万円補正していますが、歳入のほうで200万円の寄附に対して22万円ということになりますので、よろしく願いします。

以上で説明を終わります。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 5ページの弁護士着手金の件ですけれども、事故の状況は聞いてはいるんですけれども、町が弁護士を立てなあかんのですか。いわゆる共済会の町村会ですか、あそこやるとするのが普通なんじゃないかなと思いますけれども、そこがなかなかうまくいかなかったということでしょうか。というの



が1点と。

それと、着手金で、その後示談終了したら、その成功報酬とかそういうのがまたかかってくるのかどうか。

それと、示談交渉の見通しも含めて教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） あくまでも当事者は永平寺町になるということになりますので、町が弁護士を依頼するという形になります。依頼した弁護士は、加入している総合賠償補償保険の会社の、顧問弁護士にお願いしたということになりますので、お願いします。

示談交渉につきましては、今後の見通しですけれども、かなり双方折り合いはついていかないような感じになります。具体的に、今、議員おっしゃいましたように示談の交渉をして妥結する場合と、決裂して次のステップに移る、いわゆる裁判に移るということも想定されますが、今の状況では当方の保険会社と相手方の保険会社のほうの交渉についてはかなり難しい、厳しい状況にあるということで、次の司法の裁判のほうに移行する可能性も十分あるということでもあります。

ただ、成功報酬とかおっしゃいましたが、基本的には総合賠償補償保険のほうで補填されるということが前提になっていますので、それは町村会と確認していますので、その点もまたよろしくをお願いします。

○9番（滝波登喜男君） 成功報酬はない？

○総務課長（吉川貞夫君） 成功報酬あっても、それは総合賠償補償保険のほうで補填されることになっていますので、それでご理解をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

よろしいですか。

ほかにないようですので、契約管財課関係、9ページから11ページを行います。

補足説明を求めます。

契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） それでは、契約管財課の説明させていただきます。

説明書11ページ、左側、款総務費、目支所費、支所施設管理諸経費290万につきましては、過疎対策事業債への財源組替えとなっております。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 1点、9ページの先ほどの財政課長がご説明いただきました物価高騰ということで、この補正額をずっと見ているんですけど、庁舎で補正額136万3,000円と企画費で四季の森で140万円という、建物、そこに入っている人と比較するとこの四季の森が大変補正額が大きいんですけど、それは何か理由あるんでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 暫時休憩します。

（午前 9時43分 休憩）

---

（午前 9時55分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 四季の森の電気料の高騰の根拠ということで、2点ございます。

まず一つが、昨年度、人数的にはそれほど利用されている方は変わらないんですけども、6月、7月、ここに例えば国の事業であるとか、そういうふうなことで使われた、例えば傘松閣を使われて、それでエアコンを使った回数が多かったという点が1点と、10月以降、昨年度と一緒ぐらい、去年の10月以降同じぐらい使うだろうと想定したときに、今年、電気料上がってございます。その分を少し上乘せしておりますので、その分が2つ重なって今の金額になったということでございます。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 例えば昨年と同じ量を使うと見込んだ場合の話です。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ということは、決算においてはもっと下がるということのことですかね。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今現在も電気料、基本料金も上がってございますので、昨年度よりも多分上がるというふうに見込んでおります。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） もう一遍お聞きしますけれども、先ほど庁舎全体と四季の森と比較して、施設の大きさとか入っている職員の数とかを比較するとかなり違うんですが、この電気料、燃料費、ここについてはさほどという言い方が適切かどうか分かりませんが、かなり四季の森が多く見受けられるんですが、それはなぜでしょうかという質問です。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今おっしゃっているのは、人数とかその規模で割返すとどうかというお話かと思うんですけど、施設は人数が少ないから例えばお金かからないというわけでなくて、四季の森の施設自体、例えば傘松閣であればそこに1人いても、やはりそれだけ全館かければお金はかかりますので、決して1人当たりどれだけでという考え方ではないということだけご理解ください。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） これちょっとあれかもしれませんが、たしか四季の森、一昨年か冷暖房が壊れたということで、どういう方式でやろうかといったときに、従来どおりのチラー方式もあるんだけど、そうじゃなくてそれぞれのところどころの方式にしたらどうか、という発言を僕がさせていただいた記憶があるんですが、そのときにチラー方式をそのままにしていた形になったかと思うんです。当然そうすれば、その電気料、チラーを動かすためには高圧でそれを受けて受電して、何キロアンペアアワーのそれが出てきます。そうすると当然これは予測できる話でしょう。要は電気料そのものの話の中で、そういう話の中で、もっと電気料を下げるためにはそういうふうな、例えば全館一環じゃなくてそれぞれの方式がという話を、それはもうできないことかもしれませんが。

要は電気料というのは契約と、そのときにピーク時も含めて、例えば今の6月から7月の夏のときにピークを使いました。ピーク時の電力に合わせての基本料金体系になります。ですから、そのピークをできるだけ下げようということで、デマンドというか何かあると思いますが、それをつけることによってするとか、一気に電気入れるんじゃないじゃなくて、ピークを下げるというふうな方法が基本料金を下げる大きな要因になりますから、そういうのは一つのやり方なんですけど、その中でやはり計算すれば、答弁の中で建物の大きさのそれだから仕方がないんだという話になるかもしれませんが、やはりそこら辺りは考え方をちょっと変えてもいいんじゃないかなというふうに私は思うんですが。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） 施設ということで私のほうから少し補足で説明させていただきます。

本庁の場合は、今改修を行いましてビルマルチ方式ということで部屋ごとに、こういうエアコン、こういったことを調節できるような形で経費節減を行っております。

それに対しまして四季の森というのは昔のエアコン方式ですので、どうしても傘松閣のほうで大きい設備があって、そこを電源入れると全体かかってしまうと。また、今の複合施設についても本来はそこまで要らないんですけど、この電源を入れると全体、上までカバーしてしまうということもありまして、どうしても使用頻度が高ければ、本庁に比べて全体的をカバーするということで多くなってしまうというのはあるんです。

その辺も十分ご理解いただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、その中で総合政策課の中ではコロナ禍が収束してきてまして、いろいろまた会議とかあそこを使用する機会が増えてきたということもありまして、今回、本庁よりも高くなったというのはあるかなと思います。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 今、契約管財課長言ったように、私はそれを指摘しているわけですよ。そのことを分かっているからそういうふうなときに、改修のときに、あえてそういうところを切り離すとか、同じチラー方式でやるんじゃないかと、今言う個別のところに入れたらどうか、という話をさせていただいていたわけですよ。ですから当然、今、IT拠点化の中で傘松閣を使うときは、傘松閣だけ入れるとか、同じ複合施設の中でも部屋のロビーを使うところとかいろんな使い方があるので、そういう形にしたらどうかと。例えば今、ZENコネクトさんが使っている事務所があるなら、その事務所だけのエアコン設備にすれば、それだけそこで済むわけですから。ですから、そういうふうな発想はできなかったんですかという話を当初、改修するときに話ししていたわけですよ。

しかしながら、最終的には全館、前回と同じ方式を入れたという状況があったので、あえて今ここで、あのときから費用対効果じゃないけど、人のあれで頭割りすれば当然あれになってきますから、そういう話を今言っているということですよ。ですから、ぜひそこら辺りを考えていただきたいなというふうに思います。

ちょっとげすな考えかもしれませんが、同じ設備の中でロビー入ったときにひんやりしている、暖かいねという発想なのか、事務所の中が暖かいねという発想なのか、それから私どもずっとあそこの一部屋を借りて、近助タクシーの待機場所になっているんですが、あそこらも全館の中になっていますから、あの中で例えば仮に石油ストーブ1個たいたら十分暖まるんですが、全館の中での、今、全体的に温度を下げていますね。今、電気料かかりますから。そうすると結構寒く感じるときもあるので、だからそこら辺りは冷暖房も含めて、シビアに考えていかなければダメじゃないかなというふうに思っています。

ですから、同じ電気料の基本料金にしても、6月、7月のときに、先ほどご説明ありましたように一番電気料ぼんと上がったときの夏の冷房を使えば、そのときのピーク電流が、たしかそれで基本料金変わってくると思うので、そこら辺りの使い方も考えると致し方ないといえれば致し方ないんですが、そこら辺りの考えはやはり今後必要だろうし、今なら使い方をどうするかということはちょっと考えてもいいかなと思ったので発言させていただいているわけです。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これまでもセントラルヒーティングというか、エアコンから個別にしてエアコンしてまいりました。例えば翠荘、実はスイッチ入れるとずっと個別に部屋につける。ただ、サンサンホールとかふれセンとかこういった施設は物理上大きく、いろんな人が入れるようにしていますので区切ることがやっぱりできないというのがあります。

ここ見ていただきますと、文化ホール、やっぱり600万とかそれなりにかかってきてしまうのがありまして、もちろん今節電をどうするかとかやる一方、その利用を増やすような取組もやっている中での、今回の物価高騰とか電気代の高騰ですので、物理的に節電できることは、例えばLEDを入れるとかそういったのはこれからもしっかり取り組んでいきたいと思いますが、ただ、ホール、もとの設計上の、この部屋かって結構広いですけど、エアコン区切ることができないのと一緒な考えになりますので、もしくはあそこは天井を高く取ってありますけど天井を低くしてという、今度設計上とかデザイン上とか、少しまた変になってしまいますので、そういった点もいろいろまた考えながら進めさせていきます。

それと、四季の森については、まちづくり会社は家賃も頂いておりますし、また利用者からも利用の促進で安くしているところもあります。利用料も頂いてい

ます。

ほかの公共施設もいろいろグラウンドにしてもいろんなところも利用料金を頂いて、そこで運営をしているのがありますが、今回、高騰している中で利用料金についてはまだ考えていませんが、そういったところも、ひよっとしたら上げるとは言いませんが、ちょっと検証するというのもこれから出てくるのかな。これはまた皆さんに相談させていただくときが来るのかなとも思いますので、またよろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

なければ、総合政策課関係、11ページから12ページを行います。

補足説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） それでは、総合政策課関係の予算説明書の補足説明をさせていただきます。

11ページの右側をお願いします。

移住定住事業です。これは住まいる定住応援事業補助金、この事業に県の補助金の市町協働による「地域みらい応援プロジェクト補助金」、これを充当するための財源組替えでございます。

それでは、12ページ、左側をお願いします。

情報推進事務諸経費です。こちらは福井坂井地区広域市町村圏事務組合において実施します、総合行政システム等に係る11月補正を受けまして、電算共同利用負担金572万4,000円を増額補正するものです。

内訳としまして、住民税申告等の総合行政システムの改修部分で466万3,000円、オミクロンワクチン接種発行業務で106万1,000円です。

続きまして、12ページ、右側をお願いします。

企業立地促進事業です。令和3年に企業立地促進条例に基づきます補助金助成適用認定がされまして、福井北インターチェンジ付近で物流業を開始した町内企業1社より、企業立地促進事業の助成申請がありましたので、5,623万9,000円を補正するものです。

助成につきましては、永平寺町企業立地促進条例施行規則第3条に基づきさせていただきます。

内訳としましては、用地取得費の助成として4,389万9,000円。雇用促進助成としまして1人当たり30万の3名分90万円。施設設置助成と機械設

置助成ということで、令和4年度の建築、償却資産等の固定資産税相当額合わせて1,144万円です。

これにつきましては、3か年の補助対象となりますので、令和6年度まで助成をさせていただきます。

以上で総合政策課所管の12月補正の予算の説明とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今ほどの12ページの企業立地についてであります、1点は聞き漏れがあったんですが確認であります。

今回、雇用者、町内の方3名を雇用したということで雇用促進もごさいます。今ほど3年度までということですが、この12ページの助成金の詳細4点ごさいますけれども、これが3年間続くというふうに考えるんですか。それともどこが3年間続くというのをちょっと確認させていただきたいということと。

あと、これは財政課になるのか分かりませんが、いわゆるこの企業が立地したことによって、町の財政効果というのはどの程度あるというふうに見込まれていますか。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） まず一つが、今3か年続く部分につきましては、こちらのほうの施設設置助成金と、機械設備等設置助成金、この固定資産税相当額が3年間分助成するということ。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） 今の表にもあります下の施設設置助成金（固定資産税相当額）、また機械設備等設置助成金というものがごさいます。これは5年、6年、いわゆる固定資産税としてお支払いしているものを、お返しするというのが令和6年度まで。ですから、まず固定資産税、償却資産の関係の税金等の税金があるのが1点。

それと、やはり雇用していただけるのが1点。

もう1点は、これは将来的なことかもしれませんが、福井北インター周辺にああいう企業が来るといことは、ほかの企業もまた入ってくる可能性が大いにあり得る。ただ、いろんな規制がありますので簡単な部分ではないと思うんですけれども、そういった波及効果も十分あることから、財政的な面からいきま

すと一つの企業が来ることによってこれから先もまたそういった道が開けてくる  
んではないかな。

やはり来れば、当然そこに雇用が発生してまいりますし、今ほどの固定資産税、  
償却資産税、また法人町民税といった収入も入ってまいりますので、1企業が来  
ることは非常に大切なことかなというふうに思っているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 分かりやすく言いますと、今回5,600万、あと3年間で  
また雇用分と固定資産税分を来年、再来年もお支払いしますので大体8,000  
万ちょっとが、今回のこの企業誘致で使われるお金になります。

ただ、この934万8,200円、これは固定資産税をお支払いした分を町が  
助成するという位置づけになりますので、9,000万としたら大体9年目ぐら  
いからの固定資産税は丸々町に入ってくるというような、分かりますか？

結構今回5,600万と、あと来年、再来年にもまたお支払いする分、それ合  
わすと大体八千数百万ぐらい町が、この企業誘致にかかったお支払いする金額で  
す。固定資産税が毎年934万8,200円入ってきますので、町には。9年ぐ  
らいたつと9,000万円ぐらいになりますので、その時点でこの支払った分が  
固定資産税として返ってくるという計算になって、それ以降は固定資産税として  
ずっと入ってくるという計算。それと、今、財政課長言いましたとおり、ここに  
一つの交流人口が増える、また違った企業の呼び水という言葉がいいか分かりま  
せんが、そういった発展につながっていくということにもなりますので、そうい  
った点で金額的には考えていただけたらいいなと思って。

これはほかの近隣市町とも同様のよく似た形の助成制度になっていますので、  
その辺のご理解もよろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ありがとうございます。分かりやすい説明をしていただき  
ましてありがとうございます。

できたらこんなのが見えるような形で議会に示していただくと非常にありがた  
いので、また今後ともよろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

なければ、住民税務課関係、13ページから15ページを行います。

補足説明を求めます。

住民税務課長。



○住民税務課長（原 武史君） それでは、住民税務課関係の主なものについて補足説明いたします。

予算説明書の13ページ、右側をお願いいたします。

戸籍住民事務諸経費448万1,000円につきましては、国が令和5年度中に全国どこでも戸籍情報が取得できるよう、現在、体制整備を進めているところでございます。その一環としまして、当町におきましても必要となる戸籍システム等の改修費用を計上するものでございます。

なお、費用につきましては、全額国の社会保障・税番号制度システム整備費補助金で賄われるものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

左側、マイナンバーカード関連事業36万円につきましては、国のマイナポイント付与を受けまして、平日なかなか役場に手続に行けないという声が寄せられたところでございます。そのため、休日の交付申請の受付窓口を拡張するため、対応職員の時間外勤務手当を計上するものでございます。

11月まで月1回休日に開催しておりましたが、12月からはそれを月2回開催するという対応してまいりたいと考えております。

また、14ページ、右側、福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金221万6,000円の増額についてですが、この増額となる理由としましては、電気料金の高騰により施設稼働費そのものがやはり増えたことが要因でございます。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 13ページの左側に確定申告等の補正が出ているわけですが、これ受付内容の変更ってあるんですが、具体的にどういう変更なのか教えていただきたいのと、これが郵送でということも含めての変更ですよということなのではないかということをお聞きします。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） まず、受付内容の変更の件に関しましては、実はこれまでも不動産売買に係る所得ですとか株式譲渡、株式配当等の所得、損失等に係るもの、あと初年度の住宅ローン控除等について、これまで町のほうで受け付けるということ、昨年度まで実施しておりましたが、内容がかなり高度なもの

で、大分精通していないとこの申告のやり取りの中で、誤ったことをしてしまう可能性もございますので、こういった高度なものについては、もともと対応としてはそうになっているのですが、税務署のほうに直接行っていただくということを考えているところでございます。もう今年度からそういうふうな実施をする予定でございます。

そのことについて、当然ホームページ等でもこれまでも周知、今年度からは町のほうでは受け付けできません、ということで周知はさせてもらっております。

また、これまでも申告等で訪れる方の中でも、内容等がかなり簡易なものもございまして。そういった方も窓口に来られることで、かなり確定申告時に混雑するという状況がございますので、やはりコロナ対策も踏まえまして密の回避ということで、今年度からはなるべく簡単なものは、郵便手続で申告していただきたいということで、それら勧奨に関する案内通知ですとか、郵便料を今回補正させていただきますものでございます。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今の後者の郵送でということで作業出てきますよというのは、分からないわけではないんですけども、前段の今まで不動産売買、株式等の申告を受けていたが、かなり複雑で専門的なところもあるので税務署にということ、事務の軽減につながったということで理解すればいいですか。

そうすると人件費というんですか、そこも他に振り分けられるということになりはしないのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 状況等を私も4月から課長になって見ておりますと、かなり事務量は現在のところでも多いというところでございます。

そういった中、なかなか知識として高度な、例えば先ほどお話ししました例えば不動産の売買に関する所得の計算のこととかとなりますと、本来ももとは税務署のほうでやっていただいているもので、住民サービスの一環として役場窓口でもできますよ、ということで昨年度までは対応させていただいていたところですけども、やはり中身が高度で、このことについて申告された方と、トラブルになりかけるというようなこともあったというふうに聞いております。専門的なことは専門のところをお願いしたいということで、今年度からはそういったものは税務署のほうですみませんがお願いしますということで考えております。

それが減ったとしましても、これは確定申告という期間中のことだけでござい

ますので、職員の減につながるような事務量の軽減にまでつながるといふに今私としては思っていないところでございます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 不動産の相談、僕もこれ聞いた話、聞いたというヒアリングをしてあれですけど、不動産の話についてはやはり税理士さんに相談していただくのがいい。どうしてかというと、節税とかいろんな税金の収め方について、町の職員がアドバイスすることが、やはり職員にとって物すごくプレッシャーというか、負担になるというか責任を問われかねない。それは責任を超えた職務になるということと、もう一つこういうのをやっている自治体って実は少ない。ここまで丁寧というか相談に乗っているというか。ある意味ちょっと越権になってきているところも見受けられるところもありますので、職員にそこまではやっぱり責任を負わせるわけにもいきませんので、そういった点でこういった取組を今進めていっているということもご理解いただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今の説明で分かったんですけども、この説明内容に補正の根拠として受付内容の変更とあるので、何か受付内容が増えたのかなと思って質問したんです。

でも、そういうことであれば、ここの根拠には示さなくてもいいのかなと思いますが。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 13ページの右側、戸籍のシステム改修、これどういう仕組みでどうなるかというのを。副本は法務局へ提出するんですけど、これをデータで送るといふことになるんですか。

それと、この委託というんですけど、どういう業者に委託をされるのか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 先ほどちょっと触れましたが、要は令和5年度中に全国どこでも戸籍情報が取得できるような、体制整備を進めているところでございます。今年度の前の補正で法務省の副本情報に番号を結びつけるというような委託も、今回そういったことに向けての前段階の取組というものです。

現在は永平寺町に戸籍がある方が町外に住んでおられますと、要は手続にこの役場に来るか、永平寺町の役場に郵便請求をするかでしか、戸籍謄本等の取得

ができないというふうになっているんですが、この体制が整いますと現在のお住まいの市区町村の窓口で、極端に言うと永平寺町の戸籍情報が取れる、当然本人さんですけど取れるといったものになる。

もともと戸籍があるところの自治体まで行かなくてもいいということで、住民サービスの向上につなげていきたい、というふうに考えているものでございます。

システム改修につきましては、これは全国的な取組ですので、専門の業者が各自治体、順番に改修して回っているというふうに確認しているところでございますし、今回、永平寺町につきましては来年の6月まで、5か月程度かかるということで、システムの改修に。来年の6月までにということで、繰越しも予定しているところですが、入りたいというふうに国のほうからも話がありましたので、今回予算を計上させていただいたものでございます。

○議長（中村勘太郎君） 10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 今、私はもうてっきり取れていると思ったもので、戸籍が他町村でも取れるという解釈をしたんで、ちょっと考えたんですけど。

それと、法務局のほうに副本のデータで送っているんですか、それとも送付されている。送付というか、前は持っていったんですね、直接。今はどういう具合になっているんですか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 今でも紙で、もともとは紙データですから、以前は紙データで持っていったという話です。最近はPDFといいますか電子データ化したものを副本として法務省のほうに渡しているというふうに聞いていますが、当然そちらには紙ベースのものもかなりありますので、どれと結びつけるのかということをするために前回業務委託でその作業を行っているというものでございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 14ページの左側ですけれども、マイナンバーカードによる証明書とかのコンビニの手数料の話ですけれども、よろしいですか。

これですけれども、コンビニ交付は増えることから補正をするというお話ですけれども、今後の見通しというのはどういうふうに立てていらっしゃるか、ということと、方向性としてコンビニのほうにお客さんというか証明書発行を誘導していくという話でしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 住民税務課長。

○住民税務課長（原 武史君） 今回の補正につきましては、前段のマイナンバーカードを持っていただかないと、こういうコンビニでの交付サービスも受けられないということになりますので、まずはマイナポイントの付与事業もございまして、要は交付申請の受付、これかなり、例えば10月等も見ておりますと窓口、ちょっと申し訳ないんですが、1時間ほど待ってもらわないといけないような感じになるぐらい混むときにはお見えになるということもありましたので、特に休日窓口のときにそういう状況が発生しましたので、回数を増やしたいというものでございます。

当然マイナンバーカードを持っていれば、役場窓口に来なくてもコンビニ等で交付を受けられるということもございまして、特段町としてはそちらに誘導していきたいというような考えまで、持っているのではないんですが、やはり住民の皆様こういう証明を受けるための利便性の一環としてということで、そういう利用をしていただければというふうに考えているところでございます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

なければ次に、福祉保健課関係、15ページから19ページを行います。  
補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、15ページ、右側をお願いします。

障害者福祉事務諸経費4万6,000円の増額につきましては、県の委託事業である生活のしづらさ調査を実施するための印刷用紙代を補正するものです。

元厚労省の全国調査になります。国勢調査の区割りで県内は11市町19調査区を調査します。本町は1調査区、神明1丁目の51世帯が対象となっております。方法としては、調査員を募集するところでしたが、今回、町職員のほうで訪問して調査票をお渡しする。返信に当たっては返信用封筒で国のほうに返信するという段取りになっております。

用紙代として4万6,000円をお願いするものでございます。

16ページ、左側、右側、ともに返還金でございまして。過年度の給付費について返還金が生じたためお願いするものでございます。

17ページ、左側をお願いします。

老人福祉事務諸経費4万8,000円の増額、これは福井県が行っておりますジェロントロジー共同研究事業、これにおけるフレイル予防の推進事業に取り組

むためにかかる費用、印刷用紙等4万8,000円を補正します。

このジェロントロジーというのは、加齢に伴う心身の変化を研究し、課題を解決するための学問ということになっております。フレイルという言葉も大分浸透してきたかなと思うんですが、県はフレイルトレーナーというのを養成しております。市町においてはフレイルサポーターを育成しております。このフレイルサポーターさんの活動によってフレイル健診を開催しております。そういう状況の中での費用となっております。

次に、18ページ、左側、母子保健事業143万3,000円の増額ですが、3歳児健診に使います、視力屈折検査を導入します。これのマシンを導入するために補正するものです。健診におきまして眼科での検査をご案内していたところですが、健診の機会にすぐさま対応できるように早期の発見を助けるために導入するものです。

国の母子保健衛生費国庫補助金71万6,000円を予定しております。

同じく右側です。予防接種事業11万5,000円の増額につきましては、風疹第5期の期間延長に伴いましてクーポン券、これの郵送料を補正するものです。令和元年からスタートしておりますが、コロナ禍で受診控え等もありまして、若干検査それから予防接種の数が伸びておりませんので、令和6年度末までクーポン券を有効とします。

追加でまだ受けていらっしゃらない方1,358人の方にクーポン券を郵送する費用を補正するものでございます。

19ページ、左側、新型コロナウイルス感染症対策事業26万4,000円の増額ですが、特例臨時接種の期間が来年3月末まで延長となりました。本来12月末で終わる予定でしたが、3か月間延長されたことによりまして、回線使用料とか保険料について不足が生じるため補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 18ページの左側、母子保健事業の中ですけど、補正額143万3,000円ですよね。その中で内訳を見ていただきますと、スポットビジョンスクリーナーというのが1,227万6,000円の1.1倍と、専用プリンター7万4,400円の1.1倍、合計すると全然金額合わないんですよ。

この説明をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 大変失礼いたしました。スポットビジョンスクリーナーの金額、一桁間違っております。122万7,600円でございます。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 誠に申し訳ありませんでした。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） よろしくをお願いします。

まず、15ページのこれですが、生活のしづらさ調査、これは対象者のみの調査という考えでいいのでしょうか。それとも例えばいろんな調査ですので、例えば障がいを持った方とかいろんな方々も一緒に生活している中で一般住民の方も含めての調査なのか、内容的に。そこら辺りをちょっとお知らせいただければと思います。

それから、17ページの左側のフレイルサポーターということで、僕もジェロントロジーというのが何か聞かなあかんと思っていたらご説明いただいたんですが、それを受けてフレイル予防のサポーターで町はやろうとしている。それはいいことだろうと思うんですが、その内容等についてと、この関連性、それについてちょっとお知らせいただきたいと思います。

それから、18ページの右側のほうの今現状、大体接種状況、あんまり高くないといふふうに、たしか前もちょっと聞いたことあったかもしれませんが、どういう状況かというのをお知らせいただきたいと思います。

これの1,358人というのが町内ではどういう数字なのか、数字的には前も一遍聞いたかもしれませんが、ちょっとそこら辺り今後の方向性も併せてお知らせいただければというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、生活のしづらさ調査ですが、国勢調査の調査区全部が対象になります。先ほど申したおりに神明1丁目の51世帯が対象になります。

障がい児の方、障がい者、難病を持っておられる方、全数把握しているとまでは言えません。ですから、全件に、全部の51世帯に調査票をお配りして、こういう状況があれば回答してくださいというお願いになろうかと思っています。該

当するという方については、返信用封筒で国のほうに直接送っていただくということになりますので、内容についてはまた後日国のほうから報告書を頂けるといふことになろうかと思っています。

次に、フレイルサポーターの活動ですね。国がジェロントロジーという研究の中で生まれてきた考え方、フレイル状態を把握して、介護予防に早期から取り組みましょうという活動でございます。町内二十数名のフレイルサポーターさんが活動しておりますので、フレイル教室等で活動いただく、自身の健康状態、社会生活状態を把握して、早期に介護予防につなげるという活動でございます。

それから、風疹の状況でございますが、対象となる方は昭和37年から昭和53年に生まれた男性の方です。これが未受診の方が現在1,358人いらっしゃるということになっています。

令和3年の受診者が38名、令和4年の9月までの状況ですがこれは46名受診されております。抗体がなければ予防接種を受けていただくということになっています。

抗体の有無まで細かいところまでは把握しておりませんが、現在、未受診の方については1,358名把握しているということです。早期に抗体検査を受けていただいて、抗体が少なければワクチンの予防接種を受けていただきたい。未熟児等の発生、健常なお子さんが生まれるような形で努めていただきたいということをお願いしておきます。

○議長（中村勸太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） ありがとうございます。

全戸の対応と分かりました。ありがとうございます。

それから、17ページですが、いろんな形でフレイル予防のところで用紙をあれして、今、二十数名いらっしゃる方がフレイル予防のサポーターということで、今後これをどう活用していくのか。その取組の内容というのはどういうふうにしていくのか。要はその内容が分からんのですが。先ほど言ったように、フレイル予防の推進の事業に使うというのはあれですけど、どういうふうな形の事業形態なのかというのを、内容があったらお知らせくださいという思いだったんですが。

二十数名の方がフレイル予防でいろんな活動しているって聞きました、どういう活動内容があるのでしょうか、というのを含めてお聞きしたかったんで、活動しているというのは分かっているんですけど、そこら辺りをお知らせいただければと思って質問しました。



あと、18ページのこれは極端に低いねというところですが、全国的にどうなのか。当町は全国やら県内ではどういう形での推進状況なのかも併せてお知らせできればと思ってお聞きしました。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） フレイルサポーターさんについては、フレイル健診という会場を設けて活動していただいております。一度皆さんにも受けていただきたいという気持ちではおります。介護予防教室と併せて活動していたり、サロンの中に出向いていたり、いろんな形で活動していただいております。

風疹の受診率、これは現在数字を持ち合わせておりませんので、改めてご報告差し上げます。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございますか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 15ページの県の委託事業で、生活のしづらさ調査ということですが、今ほどいろいろ課長から答弁の説明をいただいたんですけど、少し分からないのでお聞きしますが、県の事業ですから県がこういうふうに言っているというのでこちらは受けるんですけども、この生活のしづらさ調査の目的は何ですか。

今ほど聞いていたら、対象は神明地区の51世帯ということで、そこに町の職員がアンケート調査か何か分かりませんが調査資料を持って行って、そしてそれを回収する。そのことによって、本来障がい者と言えるような人がいるかどうかということ进行调查するんですか。ちょっと県の事業の目的を少し教えていただきたいなと思います。

2つ目に、17ページの先ほど言われました福井県ジェロントロジー共同研究事業であります。これも県の事業なので県がこう言っているって教えていただければいいんですが、ジェロントロジー事業というのは個人の加齢と社会の高齢化を研究対象として、加齢に伴う心身の変化を研究し、高齢社会における個人と社会の様々な課題を解決することを目的とした、科学する学問というふうに言われているんですが、具体的に県が行うのか国が行うのか分かりませんが、この事業をすることによって何を明らかにして、何を改善しようとするんですか。

ちょっとその辺が少し分からないので、県はどう言っているのか教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず1点目、生活のしづらさ調査でございますが、

調査対象として申し上げます。

調査対象地区に居住する在宅の障がい児の方、障がい者、これは身障手帳なり療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者が対象になります。難病患者、長引く病気やけがなどにより生活のしづらさがある方に対して、要は全くさらの状態ですらいらっしゃるでしょうか、いらっしゃったらご回答お願いしますという調査になります。具体的にどうということではなく、全くさらの状態ですらいらっしゃるかどうかというところで、国勢調査の調査区の中にスポットを当てて調査するということです。

内容については、現在のところ先ほど申したとおりこちらのほうで把握するようなことではございません。統計的な調査だと私は認識しております。

次に、ジェロントロジーですが、ジェロントロジーの学問から派生したフレイル予防事業ということで市町は取り組んでおります。県が東京大学のほうと共同研究ということでこの学問について共同研究をするということが、たしか10年ぐらい前から始まっていると認識しております。県のほうにも共同研究が入りましたので、今回、フレイル事業については市町のほうで取り組み、サポーターを養成する、それについて補助事業となりますので、消耗品について生かしていくということで今回計上しているものです。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 少し分かったような気もするんですが、今ほどの生活しづらさの調査と、今のジェロントロジー共同研究、このことを新規事業として今補正に上がっているわけですけれども、その事業結果というのは何かまた報告があるんでしょうかというのが一つ。

それは県の事業ですから、ないというならないでも結構ですけれども、県がその結果こうでしたよというのがあったら、また報告していただけたらなと思います。

それと、先ほど言わなかったんですけど、18ページの左側の3歳児健診での視力検査です。この機械は6か月以降の乳幼児から検査が可能ということで、生まれたばかりから6歳までの間の中で乳幼児は少しずつ成長して、6歳児ぐらいまでに視力が1.0ぐらいになるというふうに言われています。その間で適正に成長しているかどうかということ、この機械で見られるのだろうと思って、非常に有効な機械だろうと思っているんですが。

これ3歳児健診ということでありますが、この機械で、要はできるだけ早く、通常どおりの成長でない場合はできるだけ早く、早期に発見して早期に対応すれ

ばするほどいい、というふうにも言われているんですけども、3歳児健診以前にもこういう機械を活用して検診するということが、できるならそのほうがいいのではないかなって私は思ったんですけども、そういうような活用の仕方ではできるのでしょうか。

具体的に今、活用はどこでどういうふうな形で活用するというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 3歳児健診のほうから申し上げます。

現在はメニューが3歳児健診で、このマシンを使うという要綱になっておりますので、議員おっしゃるとおり6か月ぐらいのお子さんからも有効になるのかもしれないんですけど、現在の保健センターでやる健診の会場での使用については、3歳児健診だけということでは思っております。それ未満の健診も当然やっておりますけれども、このマシンを使つての検査は、現在は要綱には入っておりません。

チャンスがあれば眼科医、専門機関のほうで検査するということは当然促すとは思いますが、3歳児健診のときに使用して、必要な場合には専門医をご利用いただくということになると思います。

それとジェロントロジー関係の報告の件ですけども、直接ジェロントロジーの学問の報告会というのは参加した記憶はございません。

フレイル関係の報告ということで、フレイル事業についての報告ということで決算の中で紹介していきたいと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 先ほどの児童の視力の検査のこの機械というのは、専門的な方がやらなければならないかどうかということと、要綱に書いてあるのでとの答弁あったんですけども、ぜひ有効活用していただきたいということを付け加えて質問させていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） マシンについては専門的な教育が必要なことになっております。

○議長（中村勘太郎君） ほかなければ次に、子育て支援課関係、19ページから21ページを行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） それでは、子育て支援課関係の補足説明をさせていただきます。

説明書の19ページの右側をお願いします。

母子福祉事務諸経費32万3,000円につきましては、母子家庭、父子家庭での医療費件数が増加したために補正のお願いをするものでございます。

説明書の20ページ、左側をお願いします。

子ども医療費助成事業13万1,000円につきましては、ゼロ歳から高校生までにかかる医療費件数が増えたために手数料の増額補正をお願いするものでございます。

右側をお願いします。

子育て支援事業85万2,000円につきましては、子ども見守り宅食支援事業の、子どもの居場所づくりに係る学習支援の利用者増に伴いまして、補助金の増額分をお願いするものでございます。

なお、国庫補助として3分の2となっております。

説明資料の21ページの左側をお願いします。

出産・子育て応援交付金事業1,906万5,000円につきましては、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と、経済的支援に係る事業費の費用を補正するものでございます。

妊娠届後に5万円、出産届後に5万、計10万円を支援としております。

扶助費が1,200万、システム改修が700万となっております。

右側をお願いします。

保育園施設管理諸経費3万2,000円につきましては、御陵幼稚園におきまして新型コロナウイルス感染症対応の問合せや、保護者への連絡のため電話の利用が増えましたため、今回同額をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） よろしくお願ひいたします。

今、この増額それぞれ、例えば19ページとか20ページのところの増額となっているんですが、その増額のそれぞれの費用の、例えば当初これだけ人数して

いたんだけど、例えばこれだけ見込まれるのでこうしましたというのもあれやったら付け加えていただくと非常に助かるなと思います。

それと、同じく20ページの右側ですが、子育て支援のところでは宅食の支援事業プラス学習って、今おっしゃっていたと思うんですが、例えばその学習が増えたために85万2,000円になったということですけども、例えばその支援の内容、講師謝礼があつてこうなった。要はある程度の費用の明細というか、その説明もあるといいのではないかなと思うんで、ぜひお願いしたいなと思います。

それから、21ページの当然出産のときに、母子手帳とかもらってくるのでそれで分かると思いますが、当然申請業務だろうと思うんですけども、その100%だろうと思うんですが、そこら辺りのお考えをお示しいただければと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援長。

○子育て支援課長（島田通正君） まず、医療費関係につきましては次回から、見込みとかを提示するような形でご説明をさせていただきます。

居場所づくりにつきましては、宅食のほか学習支援ということで大学生とかのボランティアも募りまして、そういった形で学習支援を、かさじぞうさんと社協が行っております。毎週2回ほど行っているわけですけど、その人件費という形で充てさせていただいております。

出産応援交付金につきましては、見込みのほうですかね。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 120名一応書いてあります。当然これは出産の母子手帳のところをやってくると思うのですが、多分100%の対応をするのだろうと思うんですが、あくまでもこれはやっぱり申請業務だろうと、要は無条件でやられるという発想でいいんですか。申請業務であるならば、その申請業務なので、そこら辺りの手落ちというんじゃないですけども、ちゃんと申請なかったらどうなのというふうなところも含めての話なので、これはある程度今おっしゃったように100%ということで、申請業務じゃないということなので、あれですけども、例えば当然振込なら振込のところのお知らせを、いただかないと駄目な形になると思うんで、そこら辺りのフォローのことについてお聞かせいただければというのが1点。

それから、続けてご回答があつたので、先ほど言った増えたところの積算の根拠をある程度示していただけるということですが、例えば私思ったのは、いろん

な大学生のボランティアでやっていただいて、その返礼というかお礼だろうと思うんですが、例えばそういう方々が一生懸命やってくれているので、仮に家庭教師をやれば1時間当たりこれくらいの費用が出てくるのがということで、過分というわけじゃないですが、そこら辺りの手当てのところあまりにも少額であつたらかわいそうだなと思って、そこら辺りも含めて例えば時間当たりこのぐらゐの考えで、週2回で、何名でこんなんやっているから、これだけの算出ですというのを根拠もできたらお示しいただけると思って質問させていただいているわけです。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 応援給付金につきましては、まず妊娠届時に出してきた方に対して5万いたしますので、漏れがないようにやっていきますし、対象が本年の4月から生まれた方は対象となりますので、その点は調べまして漏れがないような形で対応していきたいと思ひます。

ただ、申請につきましては、まだ国のほうからどういった形であるのかというのは提示されてないのですが、そこら辺は落ちがないような形でやりたいと考えております。

あと、宅食につきましては、基本国の補助でやっているわけですが、そこら辺も次回から根拠資料を出させていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） ほか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 20ページの右側、子育て支援事業であります、今回国の補正がついているわけですが、支援対象児童等見守り強化事業補助金ということで、この補助に乗せてということですが、この国の補助要綱の中で今回どう強化することによって補助が出るというふうに提起されているのでしょうか。

それと、それに応じて今回NPO法人が変更してきたということになるのでしょうか。その辺国の要綱等も含めて示していただけたらなと思ひます。

次に、21ページの左側の乳児からの子育て支援ですが、これ先般11月22日に全員協議会で資料をいただいております。この事業の目的、核家族化になる中で、地域のつながりを持ちながら、出産、子育てを地域も含めて経済的あるいは人的な、人的というか相談業務を強化していこう、という事業というふうに書かれております。非常にいいことだと思ってはいるわけですが、この支

給支援は令和4年4月以降ということですから今年の4月に遡って支給するというふうになっております。

もともと国の事業化になったのは令和4年4月当初からこの事業があって、本町でいよいよ体制が整ったというのが、今回の補正につながったのでしょうか。金額が大きい新規事業なので、やっぱりここはきちっと新たな事業ということで説明を求めていきたいなと思っております。

この経済的な支援については、具体的に出ているわけですが、伴走型相談支援というところで、どう強化されるのかというのが一番大事だろうと思うのですが、その点についてどのようにしていくのでしょうか。子育て包括支援センターというのは当然ありますが、そこの業務が今までよりもこういうふうになったとか、あるいはここに書いてあります資料の中でアプリを使って、オンラインを使ってというようなことも出てきております。あるいはもっとNPO法人等なんかがあった場合には、そういうようなところも活用するというようなことになるのでしょうか。その辺の詳細の説明をお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） まず、子ども見守り宅食支援事業につきましては、まず要綱につきましては基本、子どもの見守りということで子どもの虐待とか貧困とかを早期に発見するというので今回宅食事業という事業が始まったわけです。そのほかに、子どもの居場所づくりということで、今回学習支援という形で行っている形となっております。

子育て応援交付金につきましては、これは全協のほうでお話しさせていただいたんですけど、国のほうで10月28日の閣議決定を受けまして、出産から子育てまでの一体的な支援をするということで、今回緊急的に事業が起きたわけで、12月補正ということで今回対応させていただいております。

その他出産から生まれた後の子育てということで、まだどういった形で、今概要しか出てないんですけど、国からこういった形で示された場合は、子育て支援センターとか保健センターなどと協議しながら対応していきたいと考えております。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今の答弁を少し理解させていただくと、始めの子育て支援については、国には見守り強化事業補助として幾つかのメニューがあって、幾つかとか2つか、今言われたのは。要は子どもの見守り宅食とあと、居場所づ

くりで学習支援というようなメニューがあって、今回、このNPO法人は居場所づくりというところで、学習支援に強化していく事業に取り組むということで、理解すればいいのでしょうかというのが確認です。

もう一つは、出産・子育て支援のやつですけれども、国が取りあえず近々のうちにこの事業を制度化して、そしてそれに今回乗ったということで、先行して経済支援をやっつけよう。あと、相談支援については国が示したことを受けて体制を組んでいこうということで、今後のことですよということでの今の答弁やったのでしょうか。ちょっと確認をお願いします。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） まず、宅食につきましては、両方の事業を同時に強化していきたいという形で、本来、宅食がメインだったんですけど、何回も申した子どもの居場所づくりということで、学習支援のほうも一緒に力を入れて子どもの居場所をつくっていくような形で、今回、コロナ禍にありまして学習支援の子どもが増えたということで、今回、ある程度の規模は目安で持っていましたけど、学習支援の子どもが増えてきたということで増額とさせていただいております。

応援給付金につきましては、先ほど申したように国のほうからある程度方針が決まったところで、改めてまたこちらのほうで整った形で対応させていただきたいと思っております。

一応国の事業として、今、県下でもほとんどの自治体が一斉にする、時期はなるべく先行して行っていますけど、大体来年1月、2月から全国一斉で始まるような形となっています。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 20ページの右側の子ども見守り、これもう一度、私なりにお伺いいたしますけど、学習支援、県が学習教室というのをやられているんですけど、それとの関わり合いはどうなのか。何か違う。県がやっているのがある、学習教室。公民館を利用してやっているんですけど、今。

それから、社協がやっている宅食事業もあるんですけど、そういうのは何かごっちゃみたいになっているんですけど、地域が分かれてやっているのか、全然関連があるのかなのか。

それから、対象者が今、子どもの家庭の何とかっていうんですけど、対象者と



どうか利用できるものをどういう具合に選定されているのか。自由に行けるのかどうか。

ここのやっている、かきじぞうさんがやられているここへ、上志比地区の人も行きたかったら行けるのか。ここら辺が全然分からなくて、地域ごとにやっているなら地域ごとにいろんな制度、国とか県の制度。多分学習教室は県やと思う。それから、夏休みか休み中の学習教室は休んでいる。それから、もう一つ何か夏休み中ですか、テイクアウトができるような制度も何かあって、いろんな制度があるんで、そこら辺が全然分からないんで、どこかきちっとこれはこれです、これはって、何か分かる方法があったら教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田通正君） 宅食事業の支援につきましては、あくまでも申請という申込みをした段階で対応させていただいています。その点、ケーブルテレビとか広報紙とかでもお知らせをして、申込みがあったときには受け入れるような形でしています。

先ほど言いましたように、毎週水曜日とか火曜日に行っていますし、夏休みとか長期の休みのときは、朝から集中してやっているような形で対応させていただいております。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 社協さんとかきじぞうさんのサービスにつきましては、この各団体は自分たちがこういった町の子どもたちのために、何かをしたいというふうな提案の下に、国、また町が支援を、補助金という形で応援をする。また、そのメニューが国の事業に該当するかどうかということで審査をされて、町もそれに合わせて応援をしていくということで、町がこれとこれをしてくださいとではなしに、こういった団体の皆さんが私たちはこういうふうに、このエリアでやりたいというのを、町が補助をしているということですので、町の何とか事業というのではなくて、事業者さんが永平寺町の子どもたちのために、ということで提案をされて、それに国と町の補助で応援をしているという、そういったことですのでご理解を。

○議長（中村勘太郎君） 10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） そこは分かるんですけど、何かいろんな種類があるんですね。だから、できたらそういうのを一まとめにして、こういうのがありますよというのをやっぱり町が示すほうがいいんじゃないかな。こういうのがあるから皆

さん利用してくださいよとか、ここの団体さんはこういうふうなことをやっていますよ、近くの方は利用したらどうでしょうかというのを、子育て支援でいろいろなのをやっている、何かあちこちで同じようなことが幾つもやられているんですね。どうなんかなというのが分からない、はっきり明確に分からない。利用したくても利用できないというのがあると思うんですね。何をやっているか。ただ、こちらは聞いているので行っているよとか。何か枠を、全体、こんなのはいろんな県はこんなのをやるし、町はこんなのあるというのをまとめて広報とか何かできる方法はないんでしょうかね。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 先ほど県の事業のということで学習支援の件がございましたのでお答えいたします。

生活困窮者自立支援制度がございます。県のほうでは生活困窮者に向けて学習支援をやっているということで、永平寺町としては会場を提供していることとなります。県の事業については、そういう制度に乗かって会場を提供して、開催しているということになります。

そのほか宅食事業についても、取りかかりは福祉保健課のほうで提案いたしました。議員おっしゃるとおり、いろんな事業があって、いろんな方が参加できるんじゃないかということですが、事業の目的としては生活困窮という支援が必要な方に、どうぞ宅食も利用できますよ、学習支援もできますよということでご案内をしております。県の事業も同様と思います。

ただ、そこに行くということで差別化が図られるというのは、良し悪しになるだろうということで、当初から広く門戸を開いた形で事業のご案内をしております。ですから、誰でも行けるというところと、生活困窮者の方だけ利用できるというこのすみ分けが非常に難しいと思いますので、皆さんどなたでもどうぞ、ということとは決してご案内はできませんけれども、利用できる方はどうぞというところとどめていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） そんな制度があるというのだけは広報か何かで、町民の方にお知らせしていただければありがたいかと思います。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当にそこは一番大事なことで、いろんな人がいろんな思いでサービスをやっている、町も子育てだけではなしにいろいろなのをやっていて、

実はこんな制度があるのに知らないというのが、やっぱり一番そこが駄目なところだなと思っていますので、広く町のいろいろな取組とか、これについては情報発信という形で、また進めていきたいと思いますので、またよろしくお願ひします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

上田君。

○11番（上田 誠君） 先ほどちょっと言い忘れたんで、いろんなそういう事業をやって、こういう補助金も含めてですが、それはあかんとか言っているんじゃないかと、当然どんどんやってほしいのは事実なんですけど、例えばいろんな内容についてやはり実績報告も含めて必要なんじゃないかなというふうに思います。

だから、そこら辺りはぜひ所管課として把握していただいて対応をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので次に、農林課関係、22ページを行います。

補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 農林課補正予算の補足説明をいたします。

一般会計補正予算説明書22ページ、左側をご覧ください。

農業振興費、担い手育成事業でございます。令和4年度において国の新規就農者育成総合対策事業、経営開始型事業を活用しまして、次世代を担う農業者の育成を目的に、令和5年2月に永平寺町内で就農する新規就農者1件に対する就農直後の経営支援、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）と、経営開始に必要な小農具の整備のための新規就農者経営支援事業（小農具等整備奨励金）を、補正するものでございます。

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）は、全額国庫補助金によるものでございまして、新規就農年度から3年間、年額にして150万円を交付することになります。当該新規就農者は、去る12月2日に永平寺町認定審査会が開催されてまして認定をされております。

なお、交付金については、半期ごとの交付を選択されているため、年額の2分の1の75万円を今回補正させていただくものでございます。

また、新規就農者経営支援事業（小農具等整備奨励金）は、県の新規就農者育成の事業で小農具整備に対しまして県4分の1、町4分の1、合計2分の1を支

援するものでございまして、補助対象事業費100万円に対しまして50万円の補助金について補正するものでございます。

次に、同じく22ページ、右側、農業振興費、中山間農業集落支援事業でございます。これにつきましては、営農の省力化のための農業機械導入に対する県補助事業に係る補正予算でございます。

農事組合法人2件、認定農業者1件が、ドローン各1台を導入する費用に対しまして、県補助金2分の1と町補助金4分の1の合計4分の3、金額323万1,000円を補助するものでございます。

なお、事業費はドローン本体と保険料については、ほぼ同額となっておりますが、各導入事業者の選択するオプションの違いにより若干異なっているところがございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 22ページの左側です。

差し支えなければと思うんですが、新規就農者、新しくされた、非常にうれしいことだろうと思っています。

例えばその方が年齢的にどうなのか、若い方なのか中年なのか。また、若い方で例えばIターン、Uターンじゃないけれどもよそから帰ってきて、農業に就こうということの意欲があって出てきた内容であるとか、あとどういうものを就農の中で基盤というんですか、例えば米作だよ、いや、果樹のこれだよとかあったらお示しいただきたい。

やはりこれはいろんな形で今、Iターン、Uターンも定住も含めていろんなツールの中で、要は住民をこっちに定住促進の一つのいい例になるのであれば、それを今ほどのいろんなところのPRに乗せて、永平寺町にこういう就農出てきてこうなったよというような一つの、当然その人の許可も必要ですけど、そんなのがPRの一つの材料になればと思うので、そこら辺りちょっとお示しいただければ、いろんな個人情報もあるかもしれませんが、分かる範囲でもしもあったらお知らせいただければというふうに思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） どこまでお伝えすればいいのか、個人情報のこともござ

いますので。

まず、今回の新規就農者さんは、もともと永平寺町に住まわれておりまして、今は町外に住まわれている方でございます。

どういった形で就農するかということでございますけれども、道の駅の隣にビニールハウス、ZENコネクトさん、まちづくり会社さんが新規就農者育成のために補助事業を活用してビニールハウスを設置しました。そこにブドウの木があります。まずは、そのビニールハウスを活用してブドウの栽培に取り組むということがまず一つ。それと、永平寺地係、諏訪間地係でもスイートコーンの栽培もやりたいと考えておられる農業者さんでございます。

年齢は一応45歳の男性でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 先ほどちょっと付け加えましたように、これ農林課の話じゃないかもしれませんが、やはりこうやって元気に頑張って一つの開拓をしてされているわけですから、当然お許しをもらっての話ですけれども、やはり町のいろんな若者も含めての定住の一つのPRのツールにもなるんじゃないかと思えますので、ぜひそこら辺りの活用もできたらしていただければというふうに思います。

そういうような形で、やはりいい活用をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 先日の一般質問の際にもちょっと説明をさせていただいたんですが、今、この新規就農者の方以外にも町内というか町内に住まわれている方で、新規就農に本当に意欲を持っている方、若い方がおられます。こういった方も県とか、直接町とかにも相談に来られますけれども、園芸カレッジとかそういう機関を活用しながら、新規就農を目指しているところでございます。

こういったところにつきましては、県ともいろいろ情報交換しながら人材的なことありましたら、またお互いに情報交換しながら、就農もいろんな形の就農も考えられるところですので、できればそういう方とのコミュニケーションの中で永平寺の将来の就農に向けて、いろいろ話をできればいいなというふうに、農林課では今考えて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほかございませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今ほどの事業の件ですけれども、非常にいいことだろうと思うんですが、少し違うかも分かりませんが、先般一般質問させていただきましたとおり、岡山県のほうに視察に行っていました。岡山県も同じように新規就農で移住者を受け入れようということで、県全体でやっております。かなり効果が上がっているんですけれども、そこでもやっぱり懸念するところもあるので、それで勝央町がやっているのは、たしかブドウだったと思うんですけれども、ブドウの農家さんの後継者がいないという中で、新規でそこでやりたいというような、町外・県外者を研修させて、そしてブドウ農園をやっていただくと。しかも、その研修の期間、ブドウ部会というんですか、そういう部会が四十数名でつくられていて、そこが支援していると。そして、後継者不足というところもあるので、そのブドウ園をその人に、高齢になった農家さんがその人にどういう形で、貸すというか、そういうようなことで、当然ブドウですから新規で新たにハウス造っても、それほど最初は収益がないというところで、定住させるためにもそうやって貸出しをしてとか、後継者として担っていただくというような取組をしているということです。

その中の認定する中で、やはり本人もやる気がなければならぬということで、ある程度の資本を持っていないければならぬということで、県全体でたしか1,000万の資本を持っている人というのがあって、勝央町はそれを500万にしているとかという話もあったんですけれども、そういうように効果は非常に上がっているということですが、そういった取組になるような形には福井県が、あるいは本町がという考えはあるんでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 実はその取組をまちづくり会社が何とか上志比のところでハウスとかブドウとか、新しい農業していこう。そのブドウハウスで就農されているのがこの方。また、新たにスイートコーンもやっていこうということで、ZENコネクトの考えは一法人の考えですが、やはり上志比地区を、道の駅のあの辺をにぎわいづくりをしてということで、ハウス、また旧小学校の跡地にもハウス3棟造って、そこにブドウを植えて今一生懸命頑張られています。

その取組の中で今回こういった新しい就農される方が来られたということで、もともと永平寺町の方ですけど、今ちょっとよそに生まれ、またこっち帰って

きてくれるといいなとか、いろいろな思いもありながらやっていますし、またここが一つの事例になりますと、また新たな人がこういうふうには活発な流れになるかなとも思いますので、引き続きZENコネクト、一法人ですけどこういった取組は本当にありがたいなと思っております。

○議長（中村勘太郎君） 滝波君。

○9番（滝波登喜男君） そこで大事なことは、確かに手厚く補助とかもしていこうと思いますし。ただ、本人の先の見通しで、それでやっていけるかどうかということも前段で考えていってあげなければ、やったはいいわというところになってしまうので、やはりそこは十分寄り添いながら、でもやる気も見極めながらやっていただきたいなと思います。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） 説明の中でも申し上げましたけれども、経営開始型の資金と申しますのは、やっぱり議員さんおっしゃったとおり就農直後は経営が成り立たないものでございます。そういったところを支援するという意味で、3年間支援金を交付するということになっておりますし、まずこの新規就農者の方につきましては就農先の周囲の農家の方と、いろいろ話をしてコミュニケーションも持っておられます。その中で、やっぱり地域の人が求める農作業なんかで、できることの協力はしていきたいということも、審査会のほうではっきりと申しておりますし、意欲的なことはもう十分持っておられる。そういった中で、ブドウというのはほぼ3年間生育していくと、3年目から確かな収益があるというものと本人さんもおっしゃっていましたし、その辺、園芸カレッジで十分勉強されている方ですので、3年以降どういった形で、道の駅なんかを通じた販売もしていくということもございますが、どういった形で取り組まれるか、いろんな形で販売なんかも考えておられるみたいなので、十分その辺はまた話もしながらというか、相談もあれば当然受けながらという話になるかなというふうに考えております。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） このブドウの話ですけど、今、地域おこし協力隊も募集してまして、今、芸術の谷原さんいますが、農林系も実は募集してました。このまちづくり会社のブドウを県外の若い人たちということで。

仮に仮決定というか、2月から来ていただける方向で進んで、またどうなるかわかりませんが、今そういうふうに進んでいます。この方もまた、今回受ける

れる方の指導を受けながら、またブドウのハウスを手伝っていく。

先ほどおっしゃられたいろんな若い人たちが一つの定住など、農業を通じて新しい広がりを見せる一つのいい拠点になるかなとも思っていますので、よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 22ページの右側のドローンの購入の補助ですけれども、これは何か住所の要件みたいなやつはあるんですか。

○議長（中村勘太郎君） 農林課長。

○農林課長（黒川浩徳君） これ、県の儲かるふくい型農業総合支援事業という県の事業でございます。今ちょっと要綱の中身は持ってないので、はっきりお知らせすることはできませんけれども、当然計画を立てて申請をしていただく。それで、県庁のほうでいろいろ取りまとめを、前の年に要望の取りまとめをするわけですが、いろんなヒアリング、こういったことをしたいというようなヒアリング受けまして、該当する補助金なんかのことについてもいろいろ相談をしまして、最終的に県のほうに要望します。

そういった中で、県が審査をしまして、早ければ翌年の1月、2月までに前倒し採択ということもありますが、ほぼ翌年の予算として、審査の結果、適切であると認められたものにつきましては交付決定があつて、事業にかかるという流れで事業を進めております。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

なければ次に、商工観光課関係、23ページを行います。

補足説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（江守直美君） 商工振興費、道の駅運営管理事業でございますけれども、道の駅、駐車場の造成工事等に県の補助金を充当するというところで財源の組替えを行うものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ここでの財源組替えですが、県の市町協働による地域みら



い応援プロジェクト補助金ということですが、補助内容、補助要綱があるんだろうと思うんですけども教えてください。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） それでは、県の補助要綱ということで、県のほうの事業で市町協働による、みらい応援プロジェクトということで、市町村対象に補助をしているものです。補助率が2分の1、事業としては令和2年から4年までの事業です。町村に対しまして3年間で2,500万円の補助をするということです。

補助の内容としましては、対象事業は3つございます。その3つが、地域資源の磨き上げということ。これは例えば快適に人がいろいろ来ていただいて、その満足度を上げるための施設整備等への補助。あとは、おもてなし拡大のための二次交通の整備、これは観光客等の移動、こういうところの向上のために行う、そういうところの整備に対してしてくださいということです。もう一つが、移住・定住、これを呼び込む環境をとということで、例えば地域外から新たな人を呼びこむとかいうところの整備するためのやつ、例えば補助ですね。うちですと住まいの定住補助金、こういうふうにごくここに充てております。

要綱としては、今の説明した内容になります。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今の対象事業3つありましたが、今回の商工観光課のこれはどのところに当たるんでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 総合政策課長。

○総合政策課長（清水智昭君） 今の中では、やはり今の場所に道の駅、そういうところがあってそこに付随するような施設にもなりますので、一番初めに申しあげました地域の資源の磨き上げで、いろんな方が来られたときのその施設の横に付随する施設ということと、そこを駐車場と整備しますので、そこを活用してもらいますので、そういうところで整備をさせていただきたいということで補助を上げております。

○議長（中村勘太郎君） よろしいですか。

ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次に、上下水道課関係、23ページから24ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、上下水道課関係についてご説明いたします。

予算説明書23ページ、右側、農業集落排水事業会計繰出金、補正額188万3,000円の増額及び次のページ、24ページ、左側、下水道事業会計繰出金、補正額1,137万5,000円の増額につきましては、第1審議冒頭、財政課長からも申しましたが、他課所管施設同様、電気料金の高騰により下水道施設の電気料の増額、また人事異動及び職員給与改定による人件費の補正が必要となることから、一般会計からの繰出金を増額するものでございます。

以上、上下水道課関係の説明といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次、学校教育課関係、24ページから35ページを行います。

補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） それでは、学校教育課所管につきまして補足説明させていただきます。

24ページ、右側、教育ネットワーク整備事業でございます。決算質疑の中でもございましたが、児童生徒数が多い松岡小学校と松岡中学校では、タブレット使用によるアクセスが集中しますと、Wi-Fiがつながりにくい状態となっております。これを解消するため、この2校に光回線を引き込み、アクセスポイントを設置する費用163万9,000円を増額するものでございます。

次から学校ごとの予算になります。

25ページ、左側、松岡小学校の学校運営諸経費でございます。学校歯科医の報酬につきまして、本町を管轄する福井市歯科医師会からのベースアップの要望を受けまして、周辺市町の状況も考慮した結果、1校当たり1万円を増額するものでございます。26ページ、左側には吉野小学校で同じようなものがございすし、全部の10校で10万円というふうになります。

資料お戻りいただきまして、25ページ、右側です。

松岡小学校の新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。コロナ対策として、消耗品や備品を購入する費用29万7,000円を計上するものでございます。各校に希望を取りましたところ、アルコールや石けんなどの消耗品、あとはオンライン会議とか授業で使うiPadのスタンドとか、つい立て等の備品の要望がありまして、これも10校で計上しておりますが10校で117万3,000円を増額するものでございます。

ページ飛びまして、27ページの左側、吉野小学校の教育振興諸経費でございます。コロナ対策として密を避けるため修学旅行や校外学習のときのバスを大型化したり台数を増やしたり、このようなことで保護者負担が増額した部分を支援する費用、7万2,000円を計上するものでございます。同様のものが32ページ、右側、上志比小学校でもございます。3万2,000円です。

これらにつきましては、12月補正の締切りに間に合わなかったものにつきましては、また今後計上させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

33ページの左側です。

松岡中学校、学校運営諸経費のうち、医薬材料費です。6,000円でございます。これも同じものが永平寺中学校、上志比中学校とございます。3校で9,000円となります。これらにつきましては、今年度から中学校のトイレに配置しました生理用品、これの追加購入費用でございます。6月補正で見させていただきましたときは消費量、なくなる量が従来保健室で渡していたときの1.5倍というふうに見込んでおりましたが、9月までの実績を見ますと10倍以上のペースで消耗しているため追加購入が必要となったものでございます。

以上、学校教育課所管の補足説明とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 今の歯科医師会の報酬のアップですが、従来幾らで、今回幾ら報酬アップの要求があったんでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田和憲君） 今現在は、これ基礎額と従量額といいますか、7万円の基礎プラス児童生徒分掛ける300円というふうになっておりますが、歯科

医師会と協議していきまして、基礎額を1校1万円増額ということでお話しさせていただきました。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次、生涯学習課関係、36ページを行います。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） それでは、生涯学習課関係の補足説明をさせていただきます。

予算説明書36ページ、左側、保健体育総務諸経費につきましては、コロナ禍におきまして松岡地区、永平寺地区、上志比地区それぞれの体育祭の開催を見送ったために、そのための補助金252万円を減額するものです。

なお、地区体育祭の中止は3年連続となります。

右側の体育施設管理諸経費につきましては、こちらもコロナ禍により夏休みの小学校プールの開放を中止しましたので、そのための保険料、そして監視員委託料の合計519万円を減額するものです。

学校プールの開放の中止につきましても3年連続となります。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） なければ次、消防本部関係、37ページを行います。

補足説明を求めます。

消防長。

○消防長（坪田 満君） それでは、消防本部関係の補足説明をさせていただきます。

説明書37ページ、左側をお願いいたします。

常備消防事務諸経費66万5,000円につきましては、令和5年度消防職員採用予定者1名の被服貸与品、及び防火衣を整備するため予算計上をお願いするものでございます。

内訳としまして、被服一式29万4,000円、防火衣一式37万1,000円、合計66万5,000円でございます。

続きまして、右側をお願いいたします。

消防車両等整備維持事業33万6,000円につきましては、総務省消防庁より無償貸付けされる小型動力ポンプ搬送車1台と、日本消防協会より寄贈される消防団防災学習・災害活動車1台の登録等に係る費用の計上をお願いするものでございます。

内訳としましては、消耗品費は消防団防災学習・災害活動車のスタッドレスホイールセット15万円、消防車マーキングシート3万1,000円、合計18万1,000円でございます。

次に、手数料は、消防団防災学習・災害活動車の登録代行手数料、リサイクル料、運送料、合計7万2,000円でございます。

次に、自動車損害保険料は、小型動力ポンプ搬送車自賠責保険料8,000円、自動車任意共済保険料1万7,000円、消防団防災学習・災害活動車自賠責保険料8,000円、自動車任意共済保険料1万8,000円、合計5万1,000円でございます。

次に、自動車重量税につきましては、2台合計3万2,000円でございます。

なお、小型動力ポンプ搬送車には救助用資機材が含まれてございます。

配備先につきましては、吉野分団となります。

消防団防災学習・災害活動車は、8人乗りのワゴン車タイプとなります。

以上、消防本部関係の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、これより総括質疑を許可いたします。

総括質疑はありませんか。

10番、齋藤君。

○10番（齋藤則男君） 地方交付税、普通交付税が補正というか、これは最終的なものなのかというのと、それからこれから特別交付税の申請とかそんな時期が来ます。どれくらいを見込んでいるかというのか、ちょっとなかなか難しいかと思うんですけど、予算額に届く額は交付されるという見込みを立てているのかどうかです。予算を下回らないような交付税が来るようお願いしたいんですけど、そこでちょっとご説明をお願いしたいのと、それから過疎債が減額もありましたけど、既設予算に振り替えしているのが見受けられるんですね。できるならば、

この過疎債を利用した地域振興に役立つような新規の事業に使っていただきたい  
なということからお願いをいたします。

○議長（中村勘太郎君） 財政課長。

○財政課長（森近秀之君） まず、普通交付税ですけれども、普通交付税は本年度、  
取りあえず確定という形で来ていたんですが、現在のところまだ追加交付がある  
との見解が県のほうから来ております。金額については、決まってないんですけ  
れども、ちょっと聞いていますのは1億弱ぐらいまた追加で来る可能性があるかと。

特別交付税につきましては、今現在、本当に算定中でございます。特別交付税、  
変な話ですけれども、雪が多ければまた特別交付税増えるとかそんなこともござ  
います。現段階におきましては、予算を下回らない感じで交付税は来ると思っ  
ているところでございます。

過疎債につきましては、今ほどおっしゃったように、いわゆる過疎地域に指定  
された地域で新たな事業があれば、そういったものにどんどん使っていきたいと  
思っていますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですので、これで総括質疑を終わります。

議案第62号について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませ  
んか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで議案第62号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午前11時50分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

～日程第3 議案第63号 令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算につ

いて～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第3、議案第63号、令和4年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

これより補足説明を受けます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 補足説明は特にございませぬ。

○議長（中村勘太郎君） 質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第63号について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第63号の第1審議を終わります。

～日程第4 議案第64号 令和4年度永平寺町町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第4、議案第64号、令和4年度永平寺町町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

令和4年度12月補正予算説明書39ページから40ページを行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 予算説明資料40ページをお願いいたします。

左側、一般管理費、償還金利子及び割引料5万円の増額につきましては、診療所窓口での返還金の額が増えたことにより不足が生じたので、補正をお願い

いたします。

患者さんの増により保険証の提示違いや負担割合証の提示違い、保険診療分の査定による減額等々ございますが、いずれにしても件数が増加して返還金が不足しております。5万円の増額をお願いするものです。

右側、施設管理費336万円の増額については、令和5年4月から訪問看護事業を開始することとしております。機器整備等を準備するために今回の補正でお願いするものでございます。

なお、訪問看護事業につきましては、業界的にはみなし訪問看護と言われる体制でございます。訪問看護ステーションを予定しておりましたが、今回、みなし訪問看護事業ということで、まずは取り組むということになります。

患者さんにつきましては、診療所にかかっている患者さんの対応、訪問看護事業を行うということで、一般の患者さんの訪問看護には向かうことはできません。必要なものとして需用費で2万1,000円、委託料につきましてはシステム導入に係る費用等々を見て66万2,000円、備品購入ではパソコン、訪問看護に必要なパソコン、タブレット、携帯電話等で57万7,000円。それから、訪問看護用の車両の増を見込んでおります。210万円。合わせて336万円増額したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村勘太郎君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 来年の4月からの開設ということですが、開設に伴いまして看護師さんは増員されるのでしょうか。それと、増員されるのであれば何人の看護師さんが増員される予定をしていらっしゃるのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 看護師は1名増員を予定しております。

○議長（中村勘太郎君） ほかにございませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） みなし訪問看護、皆さん聞いている人は分かる人と分からん人とおるので、要はその患者さん、訪問なさっている人のところのということだろうと思います。

ただ、1名増員して、その後のいろんな看護師さん、それからお医者さんのほ



うの体制の強化も当然必要になってくるかと思えます。そういうふうなところの計画等については、次年度の予算に十分反映されてくるというふうな見方でいいわけですね。

大体今の指定管理料も含めてかかっていると思うんですが、そこら辺りの指定管理料の増減であるとか、それとか今言う体制であるとか、若干なりとも今分かる分についてはお知らせいただけませんか。要は当然次年度の予算にはなると思うんですが、大体どれくらいの増額になってくるかという部分も含めて分かったらお知らせいただければと思います。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 次年度の計画はもちろん4月からスタートできるような数値を持って、福井大学のほうで立案していただいております。まだ内部のほうの検討中でございますので今お示しするわけにはいきませんが、当初予算の説明前にはお諮りしたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかに。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 同じく今の訪問看護ですけれども、新規事業で予算が出ているんで、ある程度お知らせしていただきたかったかなと思うわけですが、いつ頃計画の説明をしていただけるんでしょうかというのが1点。

それと、訪問看護車を購入するということですが、今、新車購入ってかなり期間がかかると思うんですが、今12月ですから4月導入で間に合いますかね。若干ぎりぎりかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） まず、計画につきましては、一度診療所の運営協議会のほうには試算ということで、数値的なものは出しております。議会のほうには大学のほうから来年度の計画書ということで、いただいた上でお示ししたいと考えております。できれば当初予算審議前には事前に説明したいと思います。

新車の購入を当然見込んでおります。210万円、新車の購入で見込んでおりますが、内々に聞きますと発注してから半年ぐらいはかかりそうだとということになります。車両の体制につきましては、永平寺庁内で新しい車を買った場合に車検の残っている車両を使うなど、柔軟な対応も取れると思っております。注文については発注してから半年ですから繰越しということも想定した上で要求差し上げております。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありますか。

上田君。

○11番（上田 誠君） 当初予算で反映されるというのはあれですが、新たに備品購入になっていますね。新たに例えば当初予算の中で発生してくるのかとも思うんですが、みなし訪問看護することによってのいろんな備品であるとか、あと施設の改修であるとか、そういうものは伴ってこないというふうな判断すればよい。それも含めて当初予算に入ってくるという考えでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 訪問看護の実施する体制ですが、あくまでもみなし訪問看護ということで、原体制に看護師1名を増員して、そういうシフトを組んで審理していく。

訪問看護ステーションという別組織を立てる、別の指定の組織、事業所を立ち上げるということであれば、当然施設整備も必要になってきますけれども、診療所内で増員して訪問看護体制を取るということだけですので、備品関係のみになります。

あと、ランニングが一部システム関係で入ってこようかと思えますけれども、施設整備等は見込んでおりません。

○議長（中村勘太郎君） ほかに。

9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） ちょっと確認ですけど、先ほどの答弁で、車の件ですけれども、6か月かかるということで納入の期間はチョウナイで融通するというのは、町じゃなくて庁舎の庁ですかね。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 役場組織内での運用ということでご理解ください。

○議長（中村勘太郎君） ほかにございませんか。

7番、森山君。

○7番（森山 充君） 7番、森山です。

今の訪問の車の公用車の話ですけど、以前、町の公用車、みんな大体リースに切り替えていくというお話だったんですが、その話との整合性というのは取れているんでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） リースのことも検討いたしました。現状では電気自

動車等に係る分についてはリースということではありましたが、業務的に冬期間の不安とか、電気切れの場合の不安とかを考えますと、診療所の車両としてはまだガソリンなりハイブリッドのほうがよろしいかなという判断で今回の要求に至っております。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第64号について、第2審議に付したい案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第64号の第1審議を終わります。

～日程第5 議案第65号 令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第5、議案第65号、令和4年度永平寺町下水道事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

令和4年度12月補正予算説明書41ページから42ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） 下水道事業特別会計補正予算につきましては、さきの一般会計における下水道事業会計繰出金にてご説明させていただいておりますので、補足説明はございません。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

第2審議に付する案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第65号の第1審議を終わります。

～日程第6 議案第66号 令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第6、議案第66号、令和4年度永平寺町農業集落排水事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(朝日清智君) 農業集落排水事業特別会計補正予算につきましても、さきの一般会計における農業集落排水事業会計繰出金にてご説明させていただいておりますので、補足説明はございません。

よろしく願いいたします。

○議長(中村勘太郎君) 質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

第2審議に付する案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第66号の第1審議を終わります。

～日程第7 議案第67号 令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

て～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第7、議案第67号、令和4年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、を議題といたします。

令和4年度12月補正予算説明書44ページから45ページを行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（朝日清智君） それでは、予算説明書44ページをお願いいたします。

こちら企業会計ですので、さきの一覧表には掲載されておられませんので、改めてここでご説明させていただきます。

まず、水道事業費用における原水及び浄水費の動力費663万2,000円につきましては、井戸などの取水施設9施設及び送水ポンプ場などの浄水施設6施設で使用する電気料でございます。

また、配水及び給水費の動力費34万6,000円につきましては、配水池などの配水施設7施設で使用する電気料でございます。

いずれも電気料金の高騰により増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、下段の総掛かり費及び45ページ事務費では、人事異動及び職員給与改定により人件費の増額補正をお願いするものでございます。

なお、財源は既決予算の収入により賄います。

以上、上水道事業会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

第2審議に付する案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第67号の第1審議を終わります。

～日程第8 議案第69号 永平寺町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第8、議案第69号、永平寺町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉川貞夫君） それでは、議案第69号の補足説明をいたします。

よろしく申し上げます。

地方公務員法の一部改正によりまして、地方公務員の定年の引上げ並びにそれに伴う制度の整備を行うことにより、必要な関係条例の所要の改正をお願いするものでございます。

まず、定年の年齢でございますが、現在「60歳」のものを「65歳」に引き上げるということでございます。

この定年の年齢引上げに伴いまして、新たに導入する制度としまして役職定年制、いわゆる管理職は60歳を超えたら降任する、役職の定年制の導入。

2つ目に、定年前再任用短時間勤務の導入。あと、60歳前の59歳の年度に情報を提供し、61歳以降の勤務の意思確認をするという制度の新設、これが条例の改正となっております。

なお、この定年条例の改正に伴いまして、関係する9本の条例を地方公務員法の条文の番号の改正とか、字句の改正とかを含めまして一括して条例改正をお願いするものでございます。

以上、補足説明とします。

よろしく申し上げます。

なお、施行日は、令和5年4月1日からということでよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

第2審議に付する案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第69号の第1審議を終わります。

～日程第9 議案第70号 永平寺町幼稚園条例及び永平寺町幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第9、議案第70号、永平寺町幼稚園条例及び永平寺町幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(島田通正君) それでは、議案第70号の補足説明をいたします。

松岡西幼稚園となかよし幼稚園分園まつおか園、及び松岡幼稚園は、幼稚園・幼稚園施設再編により統合し、令和5年4月1日から民間の幼保連携型認定こども園が開始され、令和5年3月31日を持って閉園となることから、それぞれ第2条の表から、松岡西幼稚園、なかよし幼稚園分園まつおか園、松岡幼稚園の項を削除するものであります。

また、平成15年4月1日より休園となっておりました上志比幼稚園についても閉園とし、第2条の表から上志比幼稚園の項を削除するものであります。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日といたします。

以上、簡単でございますが説明といたします。

○議長(中村勘太郎君) これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

第2審議に付する案件がありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付すること

にご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第70号の第1審議を終わります。

～日程第10 議案第71号 指定管理者の指定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第10、議案第71号、指定管理者の指定について、を議題といたします。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(木村勇樹君) それでは、議案第71号、指定管理者の指定について、でございますが、現行管理者の株式会社コーワ、代表取締役、嶋崎育子が引き続き選定されました。

これから5年間、十分な協定と、それから管理をもって運営していきたいと存じますので、よろしく願いいたします。

○議長(中村勘太郎君) これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

9番、滝波君。

○9番(滝波登喜男君) 今回の議案が上程されて議会が議決するということになりましたら、今度契約ということになるんですかね。

そうしますと、契約内容の中で指定管理料の部分はどのようにうたっているのかをもう一度確認したいと思います。

それと2つ目に、今回の審査の中でということになるんだろうと思いますけれども、今までこの10年間、指定管理者が運営をしてきた中で、新たな5年間を迎えるに当たって、例えば改善された点とか、あるいはこのようにやっていきたいというようなことの提案などはあったのでしょうか。

○議長(中村勘太郎君) 契約管財課長。

○契約管財課長(竹澤隆一君) では、私のほうから選定委員会のときの新しい取組についてということで答弁させていただきます。

新たな取組としましては、新たなデジタルの決済導入ということで、現在、いろんな、ペイペイとかQRコードを使ったシステムが反映していますので、そう



いった先進的な取組をしていくという形のことが第1点。

それと、温泉のフリーWi-Fiとかインターネット関係、そういったことにも新しく取り組む。

また、大型インフォメーション、こういったもので来られたお客様にいろんな情報を発信していくということをおっしゃっています。

また、いろんなアンケートボックス、またアンケートの実施を行いまして、住民ニーズ、また利用者ニーズに柔軟に対応していくような形で今後も実施していきたいということで新たな取組として考えているようです。

また、この施設の趣旨であります健康増進、そういった面についてもいろんなヨガの活動とか自主活動を積極的に取り組んでいくということで、今回提案がなされておりました。

それと、新しい提案ではないんですけれども、指定管理料が要綱の中では少しプラスということで考えているようですけれども、今回、この指定管理者の候補者につきましては、今までと同様据置きという形で提案がされておりました。消費税がアップしたときに一度上げているということもありまして、今回は上げないということで提案がなされておりました。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 9番、滝波君。

○9番（滝波登喜男君） 指定管理料につきましては確認です、これは。契約の条項の中でどのようにうたうかということをお聞きしたいということでもあります。

それと2つ目の新たな取組ということで幾つかいただいたんですが、いわゆる自主事業の申請という形でこれらなるんですかね。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） 自主事業につきましては、こちらのほうから提案の中で自主事業という形で、継続審議とかそういったものについては上げられると思います。ただ、先ほど言いました新しい取組の中で、アンケートとかそういったものについては新しい実施事業とは関係ないという形で考えていただければ結構かなと思います。

○9番（滝波登喜男君） 契約にどうやってうたうんやろうか。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） 協定書になるんですけれども、協定書の中では基本的には年度協定と全体協定という形でうたうような形ですけれども、協定の金額

については、まず全体の金額が5年間で幾らというのは明示しますけれども、年度協定でその協定額については担当課が協議しながら増減があるかなということで考えていただければ結構かな。

○議長（中村勘太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 指定管理がまたコーワさんということで決まったということで、あといろんな選定委員会等もあったと思うんですが、あと5年間の中で今後協定書になってくるわけですね。その中で、例えば今までのところと違うリスク管理の部分があると思うんですよ。それが10年間やってきた中で、ここの範囲を変更する部分があるのかどうかということ。

それから、そのリスク管理のほかにも施設改良も出てくると思うんですが、そこら辺りの、この前の話ではある程度のこことここは改修をするというような計画になっているかと思うんですが、そこら辺りの範囲のところ、変更があるのかどうか。

それから、たしかニーズ調査、先ほどこちらにも一つニーズ調査というか、そういうのがあるというのを今おっしゃっていましたが、例えばニーズの取り方であるとか、それから検証のほう、そのところにはどういう変化があるのか。また、そこら辺りも考えていこうとするのか。それ1点。

それからもう一つ、一般質問、私も当初からの話もしていますし、先ほどの予算のところにも出ていましたが、要はリニューアルじゃないですけども、先ほどのあれにも絡んでくるかもしれませんが、町としてそういうふうな計画的なものはもう策定をして協定書の中に入れていくのか、そこらも含めてリニューアルというんですか、そういうようなところの考えについてもお知らせいただければと思います。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） 先ほど言いましたリスク分担、この点につきましては協定書の中で、役場が持つ分と指定管理者が持つ分ということで分けがされていくわけですけども、今回、先ほど出てきました修繕、そういったものについては前回と同様50万ということで認識しております。

ただ今後、今言われました高額な改修、こういったものについてはまた所管課のほうで検討が必要かなと思います。ただ、所管課としましては、公共施設の再編計画、こちらのほうでも年度ごとに大規模改修については計画がございますので、その辺とも整合性取りながら考えていくべきかなということで認識しており

ます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 先ほどのアンケートボックスも含めてですが、ある程度検証が必要やと思うんです。たしか前のときにはそういうのを一つのパターン化するというようなこともおっしゃっていたと思うんで、そこらが1点。それをまたお示しいただけるのであれば、また後日でも結構ですが方向性だけお示しいたきたい。

それからもう1点は、先ほど補正予算に出ていましたが、クラックが中に詰まったという、要は保守点検ですね。保守点検のやり方をやっぱり見直さなアカんのじゃないかと私思っているわけです。そういうふうなところは当然リスク管理のところの分担にも絡んでくると思うんですけれども、そこら辺りの見直し。例えば保守点検上の点検項目についてはこうやりますよ、また交換部品についてはこうですよというようなところは、やはり必要になってくるんじゃないかなと思うんですが、そこら辺りの管理は協定書の中で結んでくるという発想でいるのか、どのようにやっていこうと思っているのかお示しいただければ。

○議長（中村勘太郎君） 契約管財課長。

○契約管財課長（竹澤隆一君） まず1点目のアンケート調査、こちらのほうの反映ということですがけれども、こちらにつきましては以前、評価委員会が設置されるときにお話しさせていただいたと思うんですけれども、今後、指定管理者のほうに自主管理ということで、今のアンケート調査をしていただいて、それを分析していただきます。また、それを所管課の二次評価ということで、所管課もそれを分析して、また見ていくという中で、毎年そういうアンケート調査をした結果を各所管課が独自できちんと分析して指示をしていくという形になります。

また、評価委員会につきましては、きちんと定期評価のときにその点を十分再度検討していくというような形になってきます。

それと2点目につきましては、保守点検ということですがけれども、先ほど上程されました補修につきましては、今回特別ということでしたので、今回の指定管理の中では話は出ていなかったんですけれども、これからコーワさんが議会で承認されますと、ここから協定書の協議をしていくような形になりますので、担当課と業者の間でそういった細かいことも出てくるのかなと思っております。

ただ、今言われました指定管理の協議の中では、今ほど言われました細かい点

検項目とかそういったものは書かれていません。実際は安全管理で、例えば微生物の検査とか、理化学検査とか、専門技術者による検査とかそういったものはあるんですけども、その設備に対してのこういう項目をするとかそういったことはうたっていませんので、そこまではこちらでは認識していないのが現状でございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） 上田君。

○11番（上田 誠君） 当然指定管理ということで、その業者にある程度任して運用していく。その中には、今ほどおっしゃったように安全点検であるとか、安全面であるとか、今言う設備のところの点検があるわけですけども、それが先ほどのリスク管理のところと関係してくると思うんですよね。

例えば50万円以上のところ云々、例えばこれだけの費用については町がする、それ以前については業者が見るという形だろうと思うんですが、やはりそこら辺りはきちっと項目の中でも、例えば施設点検の中ではこういうところと、こういうところは各自常に何か月かで点検しなさいよとか、そういう細かいところも協定書の中の一部かもしれませんが、見るところがあると思うんです。全く100%業者任せで云々で、さあ、壊れましたよ。極端な話ですが壊れましたよ。それには何百万かかりますよという、それには点検を怠っていたからだという、責任分担があるかもしれませんが、やはりそこら辺りはきちっとすべきじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひ範囲分担も含めて確認とお願いする分はお願いする様ぜひお願いしたいと思います。

それから、アンケート調査のところですが、どういう形でのアンケート調査なのか。例えば定期的に利用者に対して当町が管理運営をしているわけですから、それのところは可否の判断も含めて、例えば年に一度はこういうところまでの利用者のアンケート、そのアンケート調査の内容ですけど、どこまでするのかというのもぜひまた検討していただいてお示しをいただきたいというふうに思います。

でないと、ただアンケートボックスで、ボックスの中にアンケート入っていたのが入っているよというだけではないと思うんで、当然目安箱みたいなアンケートボックスは必要ですけど、要はそれを、施設を持っている町としてはそういうふうな形でのアンケートをきちっと取るというんですか、検証するということが必要だと思いますので、ぜひそこら辺りもまた業者と出来上がったところで議会

にお示しいただければと思いますので、お願いします。

○議長（中村勘太郎君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今、上田議員おっしゃられたことは、どこの業者が指定されてもしっかりと対応していなければいけないという話。

また、今回はこのコーワさんがいろいろな選定の中で、審議会、また町も妥当だということで今回上程をさせていただいております。

今、お話されたことは、先ほどもありましたがこれまで10年間の実績、先ほどは思ったよりも経費がかかったとか、そういったのは町だけでも考えなければいけない、また事業者さんと一緒に考えなければいけないところ、また事業者さんをお願いしなければいけないところ、それはやっぱりあると思いますので、そこはどこの業者さんがなられても、しっかりと対応をしていくということになると思いますので、また引き続き、この前も協定書、今まで50万円以上は町が、それ以下はといういろいろな流れの中で、それをすべて変えられるかといいますと、変えられないところはやっぱり変えられないと思いますし、また費用がかかるところは、逆に事業者さんじゃなしに私たちのほうがどういうふうに改修計画を持つかとか、またリニューアルとかするのであれば、事業者さんの指定管理ということは経営も運営も全て、権限を全てお任せするということになりますので、ここはしっかりと話をしていなければいけないなと思っておりますので、またご理解よろしくをお願いします。

○議長（中村勘太郎君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） ないようですから、これで質疑を終わります。

第2審議に付する案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第71号の第1審議を終わります。

～日程第11 議案第72号 指定管理者の指定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第11、議案第72号、指定管理者の指定につ

いて、を議題といたします。

補足説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（清水和仁君） 議案第72号、指定管理者の指定について補足説明をさせていただきます。

議案書110ページを御覧ください。

永平寺町河川公園につきましては、現在の指定管理期間、令和5年3月31日までとなっておりますので、改めて指定管理者を定める必要があることから、指定管理者候補を選定しましたので、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に指定する団体は、現在と同じで南鉄興業株式会社・株式会社しばな松岡営業所共同企業体、代表者、南部鉄男でございます。

指定する期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日まででございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより第1審議を行います。

質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

第2審議に付する案件がありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 本件について、第2審議を行わず、第3審議に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は第3審議に付することに決定いたしました。

これで、議案第72号の第1審議を終わります。

暫時休憩します。

（午後 1時43分 休憩）

---

（午後 1時44分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

これもちまして本日の日程は全て議了しました。

本日はこれもちまして散会したいと思います。これにご異議ありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日12月10日から12月15日までを休会といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

よって、明日12月10日から15日までを休会といたします。

なお、12月13日は午前9時より総務産業建設常任委員会を、午後1時より教育民生常任委員会を開催します。

12月16日は定刻より本会議を開催いたしますので、ご参集のほどよろしく  
お願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。

(午後 1時46分 散会)